



東京工業大学
Tokyo Institute of Technology

地震対応マニュアル

—第2版—

令和4年5月

国立大学法人東京工業大学総合安全管理部門

は じ め に

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分、三陸沖を震源とする大規模な地震(マグニチュード 9.0)が発生し、宮城県栗原市で震度 7、東北から関東にかけての広い範囲で震度 6 強などの強い揺れを観測した。太平洋沿岸を中心に 10M を超える高い津波が発生、東北地方から関東地方の沿岸部で多数の死傷者や行方不明者を出すなど甚大な被害をもたらした。東京都でも震度 5 強の揺れを観測し、電車等の交通機関が麻痺したことから、本学においても非常災害対策本部を立ち上げ、キャンパス内の建物等被害状況や学生・教職員の安否確認、帰宅困難者の対応等を行った。

大規模地震が発生した直後は、自身の安全を確保することが最優先となるが、その後は、火災等の二次被害の防止や負傷者の救出等の活動が必要となる。さらに、地震発生後数時間以内には、学生・教職員の安否確認、建物等の損壊状況の確認、負傷者の手当・病院への搬送、帰宅困難者の受入れ等を次々に行わなければならない。これらの行動は地震発生時刻が、①就業・修学中の昼間、②夜間・休日、③通勤・通学中により異なり、それぞれの局面に応じて多様に対応することが求められる。

災害が発生した場合、教職員は非常災害対策本部や自衛防災地区隊を中心に、学生の避難誘導や安否確認等の活動を行うことになる。それぞれの役割分担において、災害発生時の状況に応じ、「誰が・いつ・どのように行動するのか」を明確化し、全学的な災害対応の指針とするべく、本マニュアルを発刊する。各部局、自衛防災地区隊等においては、本マニュアルを参考に、より具体的で実情にあった行動マニュアルの作成が望まれる。

本学では、大規模地震等の災害に備えて、地元の消防署の協力のもとに防災訓練を実施している。マニュアルは、防災対応の「教科書」に過ぎず、防災活動においては日頃からの地道で実践的な訓練と、いざという時に備えた心構えが必要である。一人一人が災害に備え、地震の際には被害と混乱を最小限にとどめるとともに、1 日も早く、大学としての機能が復旧され、教育研究活動が再開できることが重要である。

目 次

I 組織と体制編

第1章 非常災害対策本部の組織体制と役割	
1-1 非常災害対策本部・地区非常災害対策本部の設置	1
1-2 対策本部組織・地区対策本部組織	2
<表 I-1> 非常災害対策本部・地区非常災害対策本部の構成	
1-3 対策本部の役割	3
1-4 地区対策本部の役割	3
1-5 対策本部・地区対策本部の解散	4
<図 I-1> 非常災害対策本部組織体系（指示系統）	
<図 I-2> すずかけ台地区非常災害対策本部組織体系	
第2章 非常災害対策本部の編成と各担当の任務について	
2-1 対策本部の編成基準	7
<表 I-2> 非常災害対策本部（大岡山地区）の編成と構成員	
2-2 すずかけ台地区非常災害対策本部の編成基準	9
<表 I-3> すずかけ台地区非常災害対策本部の編成と構成員	
2-3 田町地区非常災害対策本部の編成基準	10
<表 I-4> 田町地区非常災害対策本部の編成と構成員	
2-4 各非常災害対策班の任務	11
<表 I-5> 非常災害対策班の任務（大岡山地区）	
<表 I-6> 非常災害対策班の任務（すずかけ台地区）	
<表 I-7> 非常災害対策班の任務（田町地区）	
第3章 自衛防災地区隊について	
3-1 自衛防災地区隊の編成	17
<表 I-8> 自衛防災地区隊の編成基準	
3-2 各担当の任務	18
<表 I-9> 自衛防災地区隊の任務	
3-3 対策本部からの指示，対策本部への報告	19

Ⅱ 災害発生時の行動編

第1章 地震発生初動時の対応（震度5弱以上）

1-1 教職員の対応	20
1-1-1 勤務時間中の地震が発生した場合	
1-1-2 休日・夜間に地震が発生した場合	
1-1-3 通勤途中に災害が発生した場合	
1-1-4 出勤が不可能な教職員への安否確認	
1-1-5 安否確認（教職員）	
1-1-6 帰宅判断	
1-1-7 家族等との安否確認方法について	
1-2 対策本部（対策本部構成員）の対応	23
1-2-1 対策本部・地区対策本部設置	
1-2-2 対策本部・地区対策本部・自衛防災地区隊構成員の行動	
1-3 学生の対応	24
1-3-1 在校時に地震が発生した場合	
1-3-2 休日・夜間に地震が発生した場合	
1-3-3 通学中に災害が発生した場合	
1-3-4 安否確認（学生）	
＜表Ⅱ-1＞災害発生初動時の教職員と学生の対応について（震度6弱以上）	
＜図Ⅱ-1＞大岡山地区避難場所	
＜図Ⅱ-2＞すずかけ台地区避難場所	
＜図Ⅱ-3＞田町地区避難場所	
＜図Ⅱ-4＞NTT 災害用電話番号ダイヤルの使い方	

第2章 学内の連絡方法と外部への情報発信について

2-1 屋外一斉放送	34
＜表Ⅱ-4＞屋外一斉放送設備（マイク）設置場所	
2-2 学内の連絡手段	34
2-3 対策本部－地区対策本部間の指示・報告	35
2-4 対策本部・地区対策本部－総括自衛防災地区隊間の指示・報告	35
2-5 学内情報の外部への発信	35
2-6 警察署，消防署等への連絡	35

第3章 施設・設備の損壊状況の確認方法について

3-1 施設の損壊状況の確認方法＜施設安全防護班，施設工作班＞	37
---------------------------------	----

3-2 設備等被害状況の確認方法＜施設安全防護班，施設工作班， 自衛防災地区隊＞	37
---	----

第4章 帰宅困難者等対応と備蓄品等の保管と配給について

4-1 避難者・帰宅困難者への対応	38
4-2 備蓄品等の配給	38
4-3 東京都広域避難場所としての対応について	39
4-4 災害時における相互協力について	39

Ⅲ 資料編

・地震発生時の行動フローチャート	41
・警戒宣言発令時の行動フローチャート	45
・緊急連絡先一覧表	46
・大岡山地区周辺（大田区）防災マップ	50
・大岡山地区周辺（目黒区）防災マップ	51
・AEDマップ（大岡山）	52
・AEDマップ（すずかけ台）	53
・AEDマップ（田町）	54
・災害情報連絡票	55
・負傷者連絡票	56
・避難場所ごとの自衛防災地区隊の連絡体制（大岡山）	57
・連絡票	58
・自衛防災地区隊連絡票（避難状況）	60
・〇〇地区避難場所連絡票（避難状況）	62
・学士課程1～3年生緊急連絡・大震災時安否確認票	64
・安否確認システムについて	65
・国立大学法人東京工業大学防災規則	66

I 組織と体制編

第1章 非常災害対策本部の組織体制と役割

「国立大学法人東京工業大学防災規則」（以下「防災規則」）第19条に基づき、学長は大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という）に基づく警戒宣言が発せられた場合、又は災害が発生した場合には、災害に対処するため非常災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置することが定められている。

1-1 非常災害対策本部・地区非常災害対策本部の設置

（1）非常災害対策本部

大震法に基づく警戒宣言が発せられた場合、又は災害発生後、学長が対策本部長となり（学長不在時等は、副本部長である総合安全管理部門長あるいは事務局長が職務を代行）、東京工業大学全体の災害への対応、復旧・復興活動実施のための対策本部設置を宣言する。

（2）地区非常災害対策本部

対策本部長は、すずかけ台地区及び田町地区に地区非常災害対策本部（以下「地区対策本部」という。）設置を指示する。各地区の部局長等は、対策本部長の指示に基づくほか、大震法に基づく警戒宣言が発せられた場合、又は災害が発生した場合には、地区対策本部を設置する。

対策本部・地区対策本部は、気象庁が発表する震度を基準として、東京都目黒区または大田区（大岡山キャンパス）、神奈川県横浜市緑区（すずかけ台キャンパス）、港区（田町キャンパス）で「震度6弱以上」が観測された場合に、設置する。

また、震度5強以下の地震、風水、土砂災害等の場合の対策本部・地区対策本部の設置については、災害の規模、被害の状況に応じて学長が判断する。

（3）対策本部・地区対策本部の設置場所

対策本部・地区対策本部は、下記の場所に設置することとし、地震の揺れが収まった段階で施設安全防護班がただちに建物の危険度判定を行って、設置の可否を判断する。但し、対策本部等の設置場所は建物の損壊状況に伴い、安全な場所へ変更することもあり得る。

■対策本部（大岡山地区）：事務局1号館 3階 学長会議室

（建物の損壊度等及び新型コロナウイルス感染状況等を踏まえ、場所については本館4階第1会議室等を候補とし要検討。）

■すずかけ台地区対策本部：J2・J3棟 4階 役員会議室

■田町地区対策本部：附属高校本館 2階 校長室

1-2 対策本部組織・地区対策本部組織

「防災規則」第19条及び第20条により、＜表Ⅰ-1＞「非常災害対策本部・地区非常災害対策本部の構成」のとおり各対策本部が組織され、救護や安否確認、復旧などの災害対策業務を行う各対策班を含む、大規模地震等の災害時における組織体制「＜図Ⅰ-1＞非常災害対策本部組織体系（指示系統）」（5ページ）を構成している。

なお、以下の点に留意する必要がある。

- （1）災害の発生時間に関係なく、設置が決定され次第、すみやかに組織を立ち上げる。
- （2）就業・修学中に発生した場合は、担当が決まっているが、休日・夜間、通勤・通学途上に災害が発生した場合は、出勤できた職員並びに大学内に残っている教職員がその任務を代行する必要がある。休日・夜間の参集体制等の大規模地震発生時の初期対応については、あらかじめ各対策本部で定め、周知徹底しておく。
- （3）非常参集のための緊急連絡網を作成し、大規模地震発生時の初期対応要領等に掲載する。なお、総務・連絡の担当班において随時更新しておくものとする。

＜表Ⅰ-1＞ 非常災害対策本部・地区非常災害対策本部の構成

組 織	構 成
非常災害対策本部 (大岡山地区)	本部長（学長） 副本部長（施設を担当する理事・副学長，キャンパスマネジメント本部 総合安全管理部門長，事務局長） 本部付（理事・副学長，各学院長，リベラルアーツ研究教育院長，科学 技術創成研究院長，附属図書館長，キャンパスマネジメント本 部総合安全管理部門長が指名する者及び本部長が任命した者） 統括管理者（総務部長及び施設運営部長） 対策班（総務通信連絡班，情報救護班，施設安全防護班， 誘導・学生対策班，救急衛生対策班，初期消火班， 食事班，R・I等対策班）
すずかけ台地区 非常災害対策本部	本部長（副学長（総合安全・コンプライアンス担当）或いは副学長 （地区安全管理担当）） 副本部長（地区総括安全衛生管理者，地区総括安全衛生管理者代理者） 本部付（生命理工学院長，科学技術創成研究院長，化学生命科学研究所 長，未来産業技術研究所長，フロンティア材料研究所長，附 属図書館すずかけ台図書館長，放射線総合センター長及び本部 長が任命した者） 総指揮者（すずかけ台総務課長） 対策班（総務連絡班，情報救護班，施設工作班，学生対策班， 救急衛生対策班，食事班，R・I等対策班）

田町地区 非常災害対策本部	本部長（校長） 副本部長（副校長） 本部付 主幹教諭（副校長補佐），分野・教科主任（教諭） 附属高校業務推進課長（防火管理者） 対策班（総務・情報連絡班，消防連絡・救護班，施設・工作班，誘導・生徒対策班，救護・衛生班，食糧班，搬出班）
------------------	---

1－3 対策本部の役割

（編成は7～8ページ，各担当の任務は11～13ページ）

対策本部は，東京工業大学全体を統括する役割と，大岡山地区対策本部としての役割をもち，前者の役割としては以下の事項を実行する。後者の役割は次項1－4「地区対策本部の役割」を参照のこと。

- （1）災害対策業務及び復旧・復興を総括し，災害対策について大学としての意思決定を行う。
- （2）災害対策業務遂行要員を召集し，地区対策本部，及び各対策班を指揮して，必要な対策を講じる。
- （3）情報収集（被害状況・安否情報）を行って，地区対策本部，各対策班，関係者に対し，必要な情報を提供する。
- （4）自治体・消防・警察等の外部機関との連携，及び救援要請，マスコミ対応等，学外対応を行う。
- （5）救援物資・救助用機材を調達，確保し，必要に応じて配給する。
- （6）教職員，学生の安否確認を行う。
- （7）立入禁止建物・区域の設定を行う。
- （8）屋外避難の解除，帰宅指示を行う。
- （9）帰宅困難者のための待機施設の設置を行う。

1－4 地区対策本部の役割

（編成は9～10ページ，各担当の任務は14～16ページ）

災害時には的確な緊急対応が必要となるため，各地区には，地区の情報を集約・分析し，迅速な状況判断に基づく臨機応変な対応方針を決定する機能を持つ組織として，地区対策本部を設置する（大岡山地区は対策本部が兼ねる）。

すずかけ台，及び田町地区対策本部では部局長等を本部長とし，以下の役割を担う（地区対策本部長に就く部局長は，不在時の就任順も含め，あらかじめ定めておく）。

- （1）地区内における災害対策業務及び，復旧・復興活動を総括する。
- （2）地区内における被害状況・安否情報等の情報を収集し，整理する。
- （3）各対策班を中心に，救助・消火・避難誘導等，必要な対策を講じる。
- （4）各部局（自衛防災地区隊）に対して必要な情報を伝達し，必要な指示を行う。

- (5) 学生の保護者、教職員の家族などへの対応を行う。
- (6) 地区内における立入禁止建物・区域の設定を行う。
- (7) 地区内における屋外避難の解除、帰宅指示を行う。
- (8) 地区内における帰宅困難者のための待機施設の設置を行う。
- (9) 避難住民等への対応及びできる範囲での地域支援活動を行う。
- (10) 自治体・消防・警察等の外部機関との連携、及び救援要請、マスコミ対応等、学外対応を行う（大岡山地区は除く）。
- (11) 対策本部に状況を報告する（大岡山地区は除く）。
- (12) その他

1-5 対策本部・地区対策本部の解散

被害状況、安否確認等の現場状況が把握され、災害における対応が終息した段階で、なおかつ、日常業務が再開できると対策本部長が判断した場合、対策本部長は対策本部・地区対策本部の解散を指示する。その後の対応は日常業務における担当部局で行う。

但し、授業等の業務を再開する場合は、地域の状況を十分認識し、地域住民についても配慮した上で行うことが必要である。また、地域の復旧活動に協力することも必要である。

【帰宅指示判断の基本的な考え方】

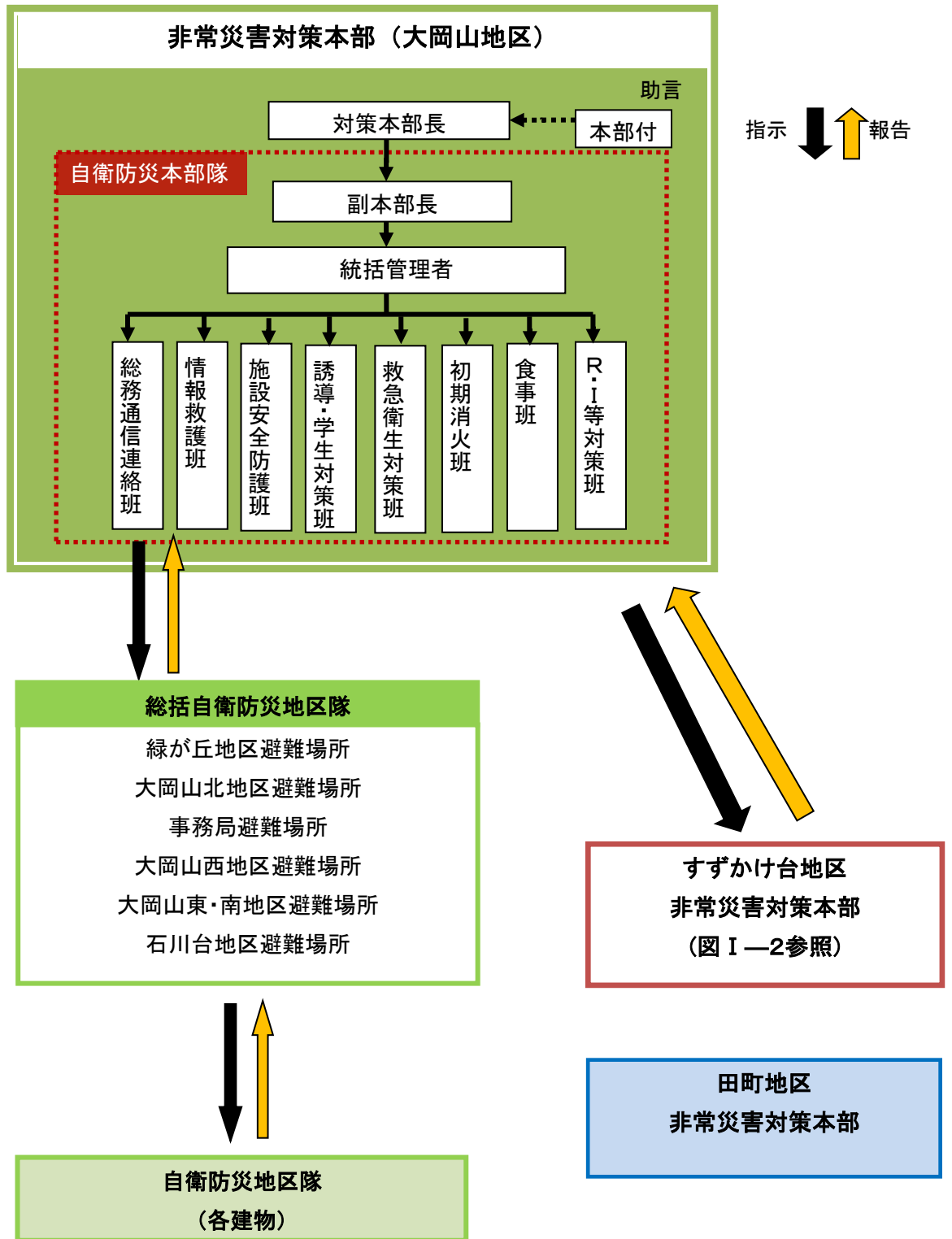
各対策本部は、教職員・学生等に対し、帰宅指示を行うが、その判断を行う際には、下記の事項に留意する。

・東京都では東京都帰宅困難者対策条例（条例十七号）（平成24年3月制定・平成25年4月施行）に基づき、事業者には従業員の一斉帰宅の抑制について努力義務が課せられている。本学においても、交通機関等が運行を見合わせるなど混乱している状況にあつては、原則として、教職員は学内にとどめることとする。

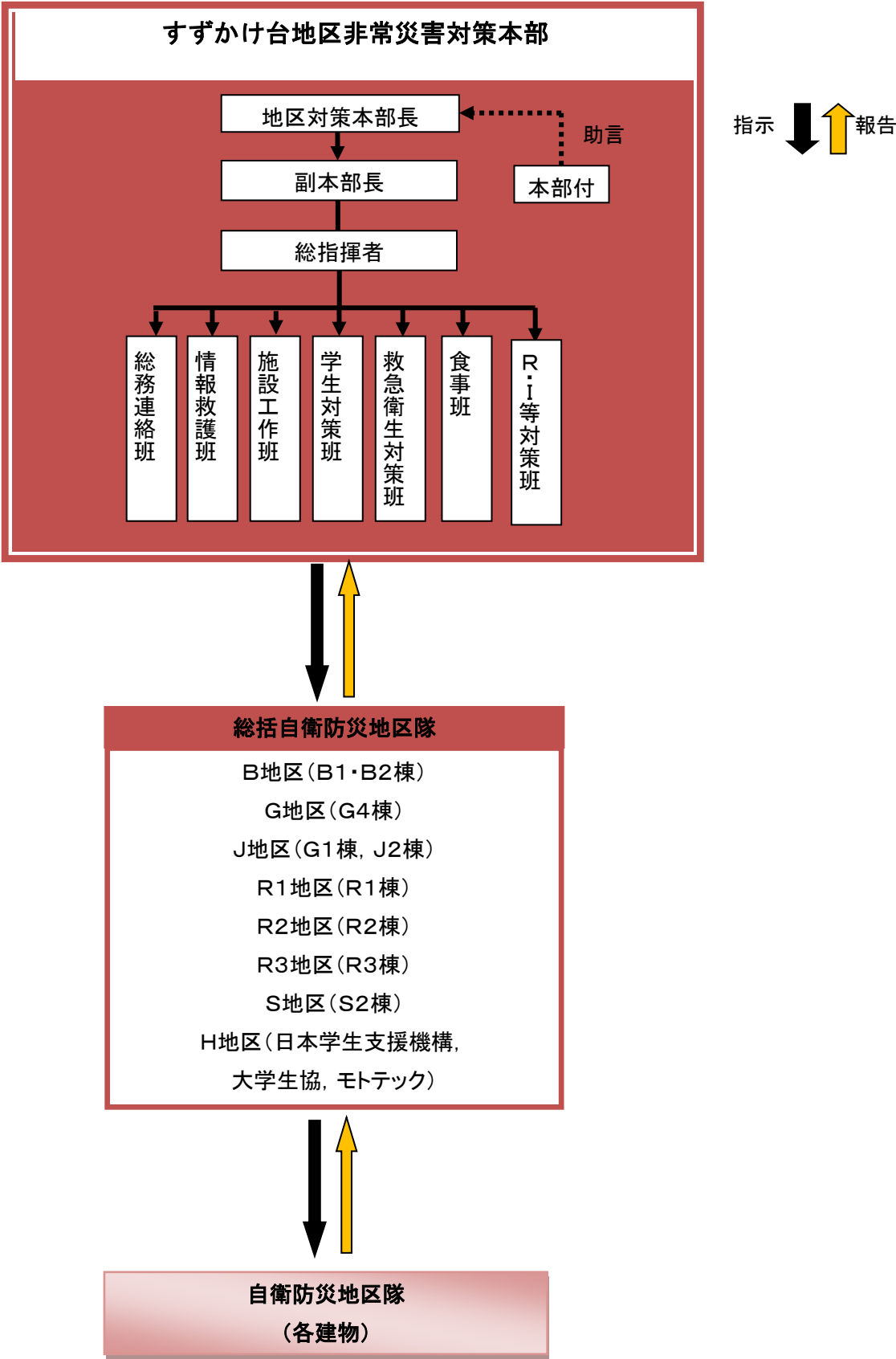
・学生については、徒歩等で帰宅が可能な者については帰宅指示を行うが、遠方の者については、慎重に判断するよう呼びかけを行う。

・自宅に乳幼児や要介護者等がいる者、至近距離に住む者等については、帰宅を可能とする。

<図 I - 1> 非常災害対策本部組織体系（指示系統）



＜図 I－2＞ すずかけ台地区非常災害対策本部組織体系



第2章 非常災害対策本部の編成と各担当の任務について

2-1 対策本部の編成基準（※就業・在校時に災害が発生した場合を想定して掲載）

＜表 I-2＞ 非常災害対策本部（大岡山地区）の編成と構成員

対 策 本 部 長	学長		
副 本 部 長	施設を担当する理事・副学長/キャンパスマネジメント本部総合安全管理部門長/ 事務局長※対策本部長が不在の時は、その任務を代行する。		
本 部 付	理事・副学長 / 各学院長/ リベラルアーツ研究教育院長/科学技術創成研究院長 / 附属図書館長 / キャンパスマネジメント本部総合安全管理部門長が指名する者及び本部長が任命した者 ※対策本部長に災害対策全般に関する助言を行う。		
統 括 管 理 者	総務部長及び施設運営部長 ※自衛防災本部隊の指揮・命令		
災 害 対 策 班	班 長	副班長	班 員
総務通信連絡班	総務部長	総務課長 人事課長 広報課長 安全企画課長	総務部職員のうちから構成
情 報 救 護 班	財務部長	主計課長 経理課長 契約課長	財務部職員のうちから構成
施設安全防護班	施設運営部長（施設運営部長が本部詰めの場合は施設総合企画課長が代行）	施設総合企画課長 施設整備課長	施設運営部職員のうちから構成
誘導・学生対策班	学務部長	教務課長 留学生交流課長 入試課長 教育プログラム推進室長	教務課，留学生交流課，入試課，教育プログラム推進室職員のうちから構成

救急衛生対策班	学生支援課長	支援企画グループ長	保健管理センター及び学生支援課職員のうちから構成
初期消火班	研究資金支援課長	研究資金契約グループ長	研究資金支援課職員のうちから構成
食 事 班	企画・国際部長	国際連携課長 国際事業課長 企画・評価課長 社会連携課長	企画・国際部職員のうちから構成
R・I 等対策班	研究推進部長	研究企画課長 産学連携課長 情報図書館課長 情報基盤課長	研究企画課，産学連携課，情報図書館，情報基盤課の職員のうちから構成

2-2 すずかけ台地区非常災害対策本部の編成基準

(※ここでは就業・在校時に災害が発生した場合を想定して掲載する。)

＜表 I-3＞ すずかけ台地区非常災害対策本部の編成と構成員

地区対策本部長	副学長（総合安全・コンプライアンス担当）或いは副学長（地区安全管理担当）		
副本部長	地区総括安全衛生管理者，地区総括安全衛生管理者代理者		
本部付	生命理工学院長/科学技術創成研究院長/化学生命科学研究所長，未来産業技術研究所長/フロンティア材料研究所長/附属図書館すずかけ台図書館長/放射線総合センター長/本部長が任命した者		
総指揮者	すずかけ台総務課長		
災害対策班	班長	副班長	班員
総務連絡班	総務グループ長	人事課すずかけ台人事グループ長	すずかけ台総務課・人事課すずかけ台グループ職員のうちから構成
情報救護班	すずかけ台会計課長	経理グループ長	すずかけ台会計課職員のうちから構成
施設工作班	施設整備課すずかけ台グループ長	施設整備課すずかけ台グループ職員	施設整備課職すずかけ台グループ職員のうちから構成
学生対策班	教務課すずかけ台教務グループ長	教務課すずかけ台教務グループ職員	教務課すずかけ台教務グループ職員のうちから構成
救急衛生対策班	産業医	学生支援課すずかけ台学生支援グループ長	学生支援課すずかけ台学生支援グループ及び保健管理センター職員のうちから構成
食事班	すずかけ台会計課調達グループ長	すずかけ台会計課外部資金執行グループ長	すずかけ台会計課外部資金執行グループ職員のうちから構成

R・I等対策班	科学技術創成研究院 業務推進課長	科学技術創成研究 院業務推進課研究 第2グループ長	放射線総合センター及び 科学技術創成研究院業務 推進課研究院事務第2グ ループ職員のうちから構 成
---------	---------------------	---------------------------------	---

2-3 田町地区非常災害対策本部の編成基準

(※ここでは就業・在校時に災害が発生した場合を想定して掲載する。)

＜表 I-4＞ 田町地区非常災害対策本部の編成と構成員

地区対策本部長	校長		
副本部長	副校長 / 附属高校業務推進課長（防火・防災管理者）		
本部付	主幹教諭(副校長補佐) / 分野・教科主任 / 附属高校業務推進課長（防火・防災管理者）		
災害対策班	班長	副班長	班員
総務・情報連絡班	研究部主任		研究部の教員 総務・管理グループ長
消防連絡班	教務部主任		教務部の教員 安全教育係の教員 総務・管理グループ職員
施設・工作班	進路部主事		進路部の教員 総務・管理グループ職員
生徒対策班	生徒部主事		生徒部の教員 教務・図書グループ長及 び職員
救護・衛生班	生徒部副主事		生徒部の教員 教務・図書グループ職員
食糧班	進路部副主事		進路部の教員 システム開発部の教員, 教務・図書グループ職員
搬出班	教務部副主任		教務部の教員 総務・管理グループ職員

2-4 各非常災害対策班の任務

各非常災害対策班の構成員は、対策本部、地区対策本部の設置がされた場合、直ちに参集し、下記の任務を遂行する。

<表 I-5> 非常災害対策班の任務（大岡山地区）

班	任 務
総務通信 連絡班	(1) 対策本部の設置、及び活動全体を把握し、総括する。 (2) 対策本部からの指示、有用な情報を各対策班に伝達するとともに、各対策班の情報を収集、取りまとめ、学内の状況を正確に把握する。 (3) 対策本部からの指示、有用な情報を地区対策本部に伝達するとともに、各地区からの情報を収集する。 (4) 文部科学省、地方自治体その他の関係機関と連絡を取り合い、災害対策について連絡調整を行う。 (5) マスコミ等の学外対応を行うとともに、学内・学外への広報活動を行う。 (6) 教職員の安否を確認する。
情報救護 班	(1) 警察署・消防署との連絡・調整 (2) 各自衛防災地区隊からの要請があった場合、災害現場からの救護を行う。 (3) 必要に応じ、重傷者を病院へ搬送する。(救急衛生対策班と連携) (4) 電話、インターネット、ラジオ、テレビ等、あらゆる情報手段を用いて、以下の情報を収集して、災害の実態把握をして総務通信連絡班に報告する。 ① 地方自治体・警察署・消防署からの情報（特に附近の火災等の状況） ② JR・東京メトロ・私鉄・東京都交通局等の交通機関の運行状況 ③ 大学、附属高校周辺の道路状況 (5) 構内の警備を行う。 (6) 交通規制を行い、構内の幹線道路を確保する。 (7) 必要物品の調達を行う。(救援物資、救助用機材等を地方公共団体等に依頼し、調達する。備蓄物品を配布場所に運搬する。) (8) 各部局と連絡をとり、教育研究用機器等、備品の被害状況を調査し、取りまとめる。 (9) 帰宅困難者のための避難場所の開設作業を行う。 ※災害時は根拠のない情報が流れやすく、また、異常な心理状態のため、冷静な判断力が失われ、デマや未確認情報を安易に信じる状態になりやすい。デマ等に惑わされないように慎重に対処し、停電時等の場合における外部の情報は、携帯ラジオ等の確実なメディアで入手する。

施設安全 防護班	(1) 危険建物の判定等を実施し、施設、設備、土地の被害状況を把握し、二次災害の恐れのある施設等については、立入禁止等の措置をとり、応急処置を施す。被害状況は総務通信連絡班に報告する。 (2) 通信回線の保全・復旧（無線を含む臨時電話の設置）に努め、外部との連絡手段を確保する。 (3) 水道、電気、ガス等のライフラインの確保（早期復旧）に努める。 (4) 必要に応じ、仮設テント、仮設トイレ等を設置する。 (5) 危険物等の実態を把握する。（R・I等対策班と連携） ※施設安全防護班は、消防法第13条に定める危険物保安監督者、及び東工大安全衛生管理規則第16条に定める作業主任者と連携し、上記の任務を遂行するものとする。
誘導・学生 対策班	(1) 電話・ファックス・電子メール・災害時ホームページ（安否連絡）・安否確認システム等のあらゆる情報手段、緊急連絡網を用いて、学生の災害の把握（安否確認）を行う。 (2) 学生・避難住民の避難場所への誘導を行う。また、帰宅困難者のための避難場所への誘導を行う。 (3) 講義室・サークル棟等を見回り、負傷者等が取り残されていないか確認する。 (4) 講義室等、立入禁止区域を設定する。（施設安全防護班と連携） (5) ヘリポート用地を確保する（グラウンド） (6) 学内における学生の秩序維持に努める。 (7) 学生寮等の被災状況を調査し、学生及び留学生の宿舎の確保に努める。 (8) 学生に対し、学生ボランティア組織等を編成し、支援活動を行うよう指導する。 (9) 授業の再開、学業成績の認定方法等について、学内の連絡調整を行う。 授業再開スケジュール等について、教員及び学生に対して速やかに漏れなく伝達する。 ※誘導・学生対策班は関係教員と連携し、上記の任務を遂行するものとする。
救急衛生 対策班	(1) 負傷者の応急手当を行う。 (2) 病院の受入状況（診療が可能な病院）を調査し、負傷した教職員、学生等に受診を指示するとともに、必要に応じて搬送を行う。（情報救護班と連携） (3) 疾病の予防、衛生管理等の保健指導を行う。 (4) 被災者の精神面のケアに努める。
初期消火 班	(1) 自衛防災地区隊が行う消火作業の指揮指導 (2) 自衛防災地区隊が行う消火作業の支援 ※ 初期消火班は、消火作業終了後、各班への応援にあたる。

食 事 班	(1) 非常食品(防災備蓄食料等)の管理, 配給を行う。 (2) 援助物資の受領, 配給を行う。 (3) 給食業務を行う。 (4) 東京工業大学生生活協同組合に, 協定(72ページ参照)に基づく協力を依頼するとともに, 他の学内における飲食提供者とも連携を図る。 (5) 学内外の帰宅困難者に対する食糧の提供・配給を行う。
R・I 等 対 策 班	(1) 大学内におけるR・Iに関する情報を収集し, R・I施設の状況を把握する。 (2) 特殊高圧ガス等に関する情報を収集し, 関連施設の状況を把握する。 (3) 学内の実験動物に関する情報を収集し, 関連施設の状況を把握する。 (4) 上記(1)(2)(3)による被害を最小限にするための指示, または措置を行う。(立入禁止区域の設定, 及び立入禁止の表示等, 施設安全防護班と連携) ※R・I等対策班は, 各事業所の放射線取扱主任者, 及び特殊高圧ガス取扱主任者等と連携し, 上記の任務を遂行するものとする。

＜表 I－6＞ 非常災害対策班の任務（すずかけ台地区）

班	任 務
総務連絡班	(1) 地区対策本部の設置，及び活動全体を把握し，総括する。 (2) 対策本部，地区対策本部からの指示，有用な情報を各対策班に伝達するとともに，各対策班の情報を収集，取りまとめ，対策本部に報告する。 (3) 地方自治体その他の関係機関と連絡を取り合い，災害対策について連絡調整を行う。 (4) 学内・学外への広報活動を行う。 (5) 教職員の安否を確認する。
情報救護班	(1) 警察署・消防署との連絡・調整 (2) 各自衛防災地区隊からの要請があった場合，災害現場からの救護を行う。 (3) 必要に応じ，重傷者を病院へ搬送する。(救急衛生対策班と連携) (4) 電話，インターネット，ラジオ，テレビ等，あらゆる情報手段を用いて，以下の情報を収集して，災害の実態把握をして総務連絡班に報告する。 ①地方自治体・警察署・消防署からの情報（特に附近の火災の状況） ②J R・東京メトロ・私鉄・東京都交通局等の交通機関の運行状況 ③大学周辺の道路状況 (5) 構内の警備を行う。 (6) 交通規制を行い，構内の幹線道路を確保する。 (7) 必要物品の調達を行う。(救援物資，救助用機材等を地方公共団体等に依頼し，調達する。備蓄物品を配布場所に運搬する。) (8) 各部局と連絡をとり，教育研究用機器等，備品の被害状況を調査し，取りまとめる。 (9) 帰宅困難者のための避難場所の開設作業を行う。 ※災害時は根拠のない情報が流れやすく，また，異常な心理状態のため，冷静な判断力が失われ，デマや未確認情報を安易に信じる状態になりやすい。デマ等に惑わされないように慎重に対処し，停電時等の場合における外部の情報は，携帯ラジオ等の確実なメディアで入手する。
施設工作班	(1) 危険建物の判定等を実施し，施設，設備，土地の被害状況を把握し，二次災害の恐れのある施設等については，立入禁止等の措置をとり，応急処置を施す。被害状況について総務連絡班に報告する。 (2) 通信回線の保全・復旧（無線を含む臨時電話の設置）に努め，外部との連絡手段を確保する。 (3) 水道，電気，ガス等のライフラインの確保（早期復旧）に努める。 (4) 必要に応じ，仮設テント，仮設トイレ等を設置する。(各班と連携) (5) 危険物等の実態を把握する。(R・I 等対策班と連携) ※施設工作班は，消防法第 13 条に定める危険物保安監督者，及び東工大安全衛生管理規則第 16 条に定める作業主任者と連携し，上記の任務を遂行するものとする。

学 生 対 策 班	(1) 電話・ファックス・電子メール・災害時ホームページ (安否連絡)・安否確認システム等のあらゆる情報手段、緊急連絡網を用いて、学生の災害の把握 (安否確認) を行う。 (2) 学生・避難住民の避難場所への誘導を行う。また、帰宅困難者のための避難場所への誘導を行う。 (3) 講義室を見回り、負傷者等が取り残されていないか確認する。 (4) 講義室等、立入禁止区域を設定する。(施設工作班と連携) (5) ヘリポート用地を確保する (グラウンド) (6) 学内における学生の秩序維持に努める。 (7) 学生寮の被災状況を調査し、学生及び留学生の宿舎の確保に努める。 (8) 学生に対し、学生ボランティア組織等を編成し、支援活動を行うよう指導する。 (9) 授業の再開、学業成績の認定方法等について、学内の連絡調整を行う。授業再開スケジュール等について、教員及び学生に対して速やかに漏れなく伝達する。 ※学生対策班は、関係教員と連携し、上記の任務を遂行するものとする。
救 急 衛 生 対 策 班	(1) 負傷者の応急手当を行う。 (2) 病院の受入状況 (診療が可能な病院) を調査し、負傷した教職員、学生等に受診を指示するとともに、必要に応じて搬送を行う。(情報救護班と連携) (3) 疾病の予防、衛生管理等の保健指導を行う。 (4) 被災者の精神面のケアに努める。
食 事 班	(1) 非常食品 (防災備蓄食料等) の管理、配給を行う。 (2) 援助物資の受領、配給を行う。 (3) 給食業務を行う。 (4) 東京工業大学生生活協同組合に、協定 (72 ページ参照) に基づく協力を依頼するとともに、他の学内における飲食提供業者とも連携を図る。 (5) 学内外の帰宅困難者に対する食糧の提供・配給を行う
R・I 等 対 策 班	(1) 大学内における R・I に関する情報を収集し、R・I 施設の状況を把握する。 (2) 特殊高圧ガス等に関する情報を収集し、関連施設の状況を把握する。 (3) 学内の実験動物に関する情報を収集し、関連施設の状況を把握する。 (4) 上記 (1) (2) (3) による被害を最小限にするための指示、または措置を行う。(立入禁止区域の設定、及び立入禁止の表示等、施設工作班と連携) ※R・I 等対策班は、各事業所の放射線取扱主任者、及び特殊高圧ガス取扱主任者等と連携し、上記の任務を遂行するものとする。

＜表 I－7＞ 非常災害対策班の任務（田町地区）

班	任 務
総務・情報 連 絡 班	(1) 地区対策本部の設置 (2) 教職員との連絡，安否確認 (3) 災害の通報 (4) 情報収集 (5) 対外折衝 (6) 広報活動 (7) 副本部長，各班との連絡・報告 (8) 生徒数の把握 (9) その他必要な事項
消防・連絡 班	(1) 消防署，警察署との連絡・調整 (2) 災害実態把握 (3) 消火作業，防火扉の閉鎖 (4) 各棟の保安・管理
施設・工作 班	(1) 危険建物の判定・立入禁止の表示 (2) 倒壊建物からの生徒救出班の編成 (3) 建物被害状況の把握 (4) 仮設テント，トイレの設置 (5) 飲料水の確保 (6) 契約電力会社，東京ガス，東京都水道局への連絡
生 徒 対 策 班	(1) 生徒の避難誘導，点呼確認 (2) 重傷者の校舎外への搬出 (3) 生徒の被害状況の把握 (4) 校内における秩序維持，盗難防止 (5) ヘリポート用空地の確保 (6) 近隣避難住民の誘導 (7) 緊急車両用道路の確保
救護・衛生 班	(1) 負傷者への手当て (2) 重傷者の病院への連絡・移送
食 糧 班	(1) 備蓄食料品，飲料水の配給 (2) 援助物資の受領・配給 (3) 医薬品の配給
搬 出 班	(1) 重要書類，物品の搬出

第3章 自衛防災地区隊について

自衛防災地区隊(原則として建物毎に組織する)の構成員は、災害が発生した場合には直ちに参集し、任務(<表Ⅰ－9> 自衛防災地区隊の任務)を遂行する。

人命に関わる救出・救護などの重要な対策については、対策本部長、地区対策本部長の命令を受けられない状態であっても、独自で行動し、被害を最小限に防ぐ。(大岡山地区の連絡体制は57ページ参照)

なお、以下の点に留意する必要がある。

- (1) 災害の発生時間に関係なく、実行すべき業務である。
- (2) 就業・在校時に発生した場合は担当が決まっているが、休日・夜間、通勤・通学途上に災害が発生した場合は、出勤できた職員並びに大学内に残っている教職員が学生の協力を得て、その任務を代行する。休日・夜間の参集体制等の大規模地震発生時の初期対応について、各自衛防災地区隊においてあらかじめ定め、周知徹底しておく。
- (3) 大規模地震等で被害、被災地域が多大なため、救急車・消防車が大学に来られない状況となる場合もある。その時は、初期消火、応急救護等の活動は、全て建物毎の自衛防災地区隊が自律的に対応することとなる。

3－1 自衛防災地区隊の編成

<表Ⅰ－8> 自衛防災地区隊の編成基準

隊	長	部局長等、組織の場合は組織の長	
副 隊	長	部局長等に準ずるもの	
班	名	班 長	班 員
情 報 ・ 連 絡 班		1. 課長もしくはグループ長、又はこれに準ずる者 2. 教授もしくは准教授、又はこれに準ずる者	1. グループ長又は主査若しくはスタッフ
消 火 ・ 工 作 班			2. 講師、助教又は技術職員若しくは教務職員
避 難 ・ 救 護 班			

- ※ 1. 自衛防災地区隊は、原則として建物毎に設けるものとする。
2. 1つの建物を2つ以上の部局等で使用している場合は、共有部分の管理を行っている部局等が主部局となり、共同して自衛防災地区隊を組織するものとする。
3. 隊長は、非常時参集のための緊急連絡方法等の大規模地震発生時の初期対応要領をあらかじめ作成しておくものとする。
4. 隊長が必要と認めた時は、必要な班を編成することができる。
5. 自衛防災地区隊員は、原則として対策本部、地区対策本部構成員と兼任しないものとする。(田町地区を除く)

3-2 各担当の任務

<表 I-9> 自衛防災地区隊の任務

	任 務
隊 長	(1) 隊の災害対策業務を総括する。 (2) 各作業班並びに、教職員を指揮し、対策本部・地区対策本部からの指示伝達を行う。
副 隊 長	(1) 隊長を補佐する。 (2) 隊長が不在の時は、その職務を代行する。 (3) 必要に応じて、指揮総括業務を支援する。
情 報 ・ 連 絡 班	班長 班の業務を総括する。 (1) 被害状況を調査する。 (2) 災害に対する全般的記録を作成する（被害状況の調査・確認後、写真・ビデオ等の資料とともに現況を確実に記録する）。 (3) 消防署、警察署との連絡調整を行う。 (4) 当該部局等における通報連絡、及び事務局関係各課への報告を行う。 (5) 建物及びその周辺の警備・警戒を行う。 (6) 消防署員到着時に、火災現場・水源位置等へ誘導する。 (7) 対策本部（総務通信連絡班、情報救護班）、地区対策本部（総務連絡班、情報救護班）の任務をそれぞれ分担する。 (8) 各部屋の防火責任者又は火元責任者からの避難状況連絡票により安否確認状況を取りまとめ、その記録（自衛防災地区隊連絡票）を対策本部、地区対策本部に報告する。 ※大岡山地区・すずかけ台地区においては、自衛防災地区隊のうち、地区避難場所ごとに総括自衛防災地区隊を置き、地区避難場所単位で取りまとめ、対策本部、地区対策本部にそれぞれ報告する。
消 火 ・ 工 作 班	班長 班の業務を総括する。 (1) 火災現場に直行し、注水及び消火器による初期消火作業を行う。 (2) 延焼可能物の除去、及び遮断等の措置を行う。 (3) 消防署到着後、その指示のもとに消火活動を補佐する。 (4) 消火活動に必要な水利を確保する。 (5) 防火戸等の閉鎖、または門扉の開放その他の消火活動を容易にするための各種工作を行う。 (6) 電気、ガス、及び危険物の安全確保措置を行う。 (7) エレベータを確認する。エレベータに閉じ込められた者がいる場合は、対策本部（施設安全防護班）、地区対策本部（施設工作班）にそれぞれ連絡する。

	(8) 対策本部（施設安全防護班），地区対策本部（施設工作班）の任務をそれぞれ分担する。 (9) 毒劇物，危険物，高圧ガスボンベ等による出火の恐れがある場合は，被害を最小限に抑えるための措置を行う。 但し，消火作業の際，消火剤を誤ると爆発等で被害が拡大することがあるので，可能な場合は，火災発生元の教職員から毒劇物等の情報を得てから消火作業を行う。
避難・救護班	班長 班の業務を総括する。 (1) 教職員及び学生の避難誘導を行う。 (2) 負傷者の応急処置を行う。状況に応じて，対策本部（救急衛生対策班），地区対策本部（救急衛生対策班）にそれぞれ連絡し，負傷者を担架で対策本部（救急衛生対策班），地区対策本部（救急衛生対策班）設置場所までそれぞれ運ぶ。 (3) 負傷者1名に対して「負傷者連絡票」（56ページ）に負傷状況等を記載する。また，負傷者を担架で対策本部（救急衛生対策班），地区対策本部（救急衛生対策班）設置場所まで運んだ場合は，「負傷者連絡票」も手渡す。 (4) 消防署救急隊との連携，情報の提供を行う。救急車が来ない場合は，対策本部（救急衛生対策班），地区対策本部（救急衛生対策班）から受入病院の情報の提供を受け，負傷者を病院へ搬送する。 (5) 重要な書類等を搬出し，保管する。 (6) 対策本部（誘導・学生対策班，救急衛生対策班，食事班），地区対策本部（学生対策班，救急衛生対策班，食事班）の任務をそれぞれ分担する。

3-3 対策本部からの指示，対策本部への報告

対策本部・地区対策本部と自衛防災地区隊との連絡（指示・報告）を行う際，内容が多量である場合には「災害情報連絡票」（55ページ）を用いて行う。本連絡票は，対策本部・地区対策本部の連絡担当班，及び総括自衛防災地区隊で相互に保管する。総括自衛防災地区隊は指示を受信後，直ちに全自衛防災地区隊に周知を行う。自衛防災地区隊は，場合により，学内待機で指定避難場所等に避難している自衛防災地区隊以外の教職員にも周知を行う。

Ⅱ 災害発生時の行動編

第1章 地震発生初動時の対応（震度5弱以上）

1-1 教職員の対応

1-1-1 勤務時間中に地震が発生した場合

- ① 机の下等の安全な場所に身体をよせて、自分自身の安全を確保する。
- ② 地震の揺れが収まり次第、火気・危険薬品を使用中の場合は直ちに安全措置を講じた後、状況に応じて、ヘルメット等を着用して指定の避難場所に避難し、安否確認を行う。
- ③ 万一、火災が発生した場合は、周りに大声で知らせるとともに、最寄りの電話から119番及び守衛所に通報する。危険を見極め、初期消火に努める。

■ 大岡山守衛所	☎03-5734-3119
■ すずかけ台守衛所	☎045-924-5119
■ 田町守衛所	☎03-3454-8532

大岡山キャンパスは大田区・目黒区に跨がっているため、地区によって管轄する消防・警察が異なるので通報時は注意する。

【大田区】

大岡山西・東・南・石川台地区

大学の所在地は『大田区石川町1丁目31番』

【目黒区】

北・緑が丘地区

大学の所在地は『目黒区大岡山2丁目12番1号』

すずかけ台キャンパス

『横浜市緑区長津田町4259』

+建物名, 階数, 部屋名

田町キャンパス

『港区芝浦3-3-6』

+建物名, 階数, 部屋名

- ④ 避難した後は、避難場所に待機し、対策本部、地区対策本部の指示に従う。

- ⑤ 帰宅指示が出た場合は帰宅してもよいが、災害や交通の情報を収集し、帰宅可能か慎重に判断する。

避難場所の地図は30～32ページに掲載

1-1-2 休日・夜間に地震が発生した場合

- ① 机の下等の安全な場所に身体をよせて、自分自身の安全を確保する。
- ② 地震の揺れが収まり次第、火気・危険薬品を使用中の場合は直ちに安全措置を講じた後、状況に応じて、ヘルメット等を着用して指定の避難場所に避難する。
- ③ 万一、火災が発生した場合は、周りに大声で知らせるとともに、最寄りの電話から119番及び守衛所に通報する。危険を見極め、初期消火に努める。
- ④ 学外にいる教職員については、対策本部、地区対策本部、各部局等があらかじめ定めた大規模地震発生時の初期対応要領に従い、参集・待機する。
- ⑤ 自宅待機の教職員は、メール、Slack、大学 HP 等を注視し、安否確認等に応じる。

1-1-3 通勤途中に災害が発生した場合

- ① 通勤可能な教職員は、家族、家屋の安全を確認した後、交通・道路事情に注意し、出勤する。その後、対策本部、地区対策本部の指示に従う。
- ② 通勤不可能な教職員は自宅待機とする。

1-1-4 出勤が不可能な教職員への安否確認

対策本部（総務通信連絡班）、地区対策本部（総務連絡班）で教職員の安否確認を行うため、出勤中に安否確認できなかった教職員は、電話、メール、Slack での連絡が可能となり次第、安否情報を連絡すること。

1-1-5 安否確認（教職員）

（1）震度4以下

特に安否確認の必要なし。

（2）震度5弱～5強

①平日

各部屋の防火責任者又は火元責任者は、構成員の状況の把握に努める。

非常災害対策本部が設置され、自衛防災地区隊に構成員の状況を報告する必要がある場合には、各部屋の防火責任者又は火元責任者は自衛防災地区隊に連絡票（58ページ）により報告する。

②休日、夜間

非常災害対策本部が設置され、構成員の状況を報告する必要がある場合には、各

部屋の防火責任者又は火元責任者は、構成員の状況を調査し、自衛防災地区隊に結果を報告する。

(3) 震度 6 弱以上

① 平日

ただちに非常災害対策本部が設置される。各部屋の防火責任者又は火元責任者は、避難場所において構成員の安否状況を確認し、その結果を自衛防災地区隊に連絡票（58 ページ）により報告する。（なお、不在職員がいる場合には安否を調査し、結果が判明次第、自衛防災地区隊に連絡する。）

通勤途中、帰宅途中、出張及び休暇により職場に居ない教職員は、安否確認のための連絡を行う。

② 休日、夜間

各教職員は、部屋の防火責任者又は火元責任者に連絡する。

各部屋の防火責任者又は火元責任者は、構成員の状況を調査し、自衛防災地区隊に結果を報告する。

※東京都・神奈川県・茨城県・埼玉県・千葉県で震度 5 弱以上の地震等が発生した場合、安否確認システム登録者に対し大学メール、個人メール、LINE 等宛に安否確認が発信される。各教職員・学生からの回答はセコム安否確認サービスに情報が集積されるのでこれを非常災害対策本部で部局等毎に集計・仕分けし、未回答者への個々の対応は各総括自衛防災地区隊又は担当部局等へ依頼する。各総括自衛防災地区隊又は担当部局（又は系・コース）で電話・メールにより安否を確認し、非常災害対策本部へ報告する。

1-1-6 帰宅判断

帰宅できるかどうかの目安は、住居が大学構内から 10 km 以内にあるかどうかである。ただし、地震の規模、火災の発生状況、地震が発生した時間、交通機関の運行状況、停電の有無、自身の体調や体力を考え、帰宅するかどうか判断する。

なお、学内に受入場所（38 ページ「4-1 避難者・帰宅困難者への対応」参照）を設けるので、無理して帰宅せず、受入場所を利用するよう呼びかける。

(参考) 徒歩帰宅の可否判断

次のような項目に一つでもあてはまる場合、長時間の徒歩帰宅は適さないことが考えられる。大学の建物に倒壊の恐れなどがなく、家族との連絡がとれ、無事が確認できている場合は、無理せず学内にとどまる。

- 1 自宅までの距離が 10 km 以上である（2.5 km/時で歩行した場合、4 時間以上）。
- 2 2.5 km/時で歩行した場合、帰宅予定時刻が日没以降となる。

- 3 自宅までのルートが通行制限区域や火災発生地域になっている。
- 4 携帯電話等の通信機器を持っていない。
- 5 自宅までの道のりをよく知らない（地図を持っていない）。
- 6 飲料等を携行していない。
- 7 日差しや寒さに耐えられる服装ではない。
- 8 運動靴等の歩き易い靴を履いていない。
- 9 天候が悪い、悪化することが予想される。

1-1-7 家族等との安否確認方法について

家族等との安否確認方法については、日頃から話し合っておく必要がある。家族等が離れた場所にいる場合には、つながり易い通信手段を選択し、最適な手段で安否の確認を行う。地震発生時には、被災地内から被災地外への電話は輻輳の影響を受けにくいとされているため、被災地外の親戚等に安否情報を集約することもひとつの方法である。

ここでは、災害伝言ダイヤル（171）への伝言入力・確認方法を掲載する。なお、固定・携帯電話からかけた場合は輻輳の影響で繋がらない可能性があるが、この場合でも、公衆電話は比較的通じやすいとされているので、公衆電話を使用して伝言の入力・確認を行うことを試してみる必要がある。

災害伝言ダイヤルの使用方法是33ページに掲載

1-2 対策本部（対策本部構成員）の対応

1-2-1 対策本部・地区対策本部設置

対策本部長は、震度6弱以上の大規模地震等の災害が発生した場合、対策本部を設置する。震度5強以下の場合、状況を判断して対策本部の設置を宣言する。

なお、すずかけ台地区、田町地区には地区対策本部設置についても、同様とする。

1-2-2 対策本部・地区対策本部・自衛防災地区隊構成員の行動

（1）勤務時間中に災害が発生した場合

- ① 机の下等の安全な場所に身体をよせて、自分自身の安全を確保する。
- ② 地震の揺れが収まり次第、火気・危険薬品を使用中の場合は直ちに安全措置を講じた後、状況に応じて、ヘルメット等を着用して指定の避難場所に避難し、安否確認を行う。
- ③ 万一、火災が発生した場合は、周りに大声で知らせるとともに、最寄りの電話から119番及び守衛所に通報する。危険を見極め、初期消火に努める。
- ④ 対策本部長から対策本部・地区対策本部の設置が指示された後、各対策本部所属の幹部、及び教職員（以下「構成員」という。）は、指定避難場所から離れられる状況となり次第、本館前ウッドデッキあるいは本部設置場所に参集する。

- ⑤ 対策本部長，対策副本部長は，「I 編 1－3 対策本部の役割」（3 ページ）に定める対処事項を迅速に決定し，各対策班や地区対策本部に指示を行う。
- ⑥ 各対策班，地区対策本部構成員は，無線機や多人数用救急箱等の必要器材を搬入し，活動を開始する。

（2）休日・夜間に災害が発生した場合

- ① 休日・夜間に災害が発生した場合は，大学内に残っている教職員が自律的に組織を編成し，幹部職員の中から指揮者を決めて，指揮者の下に必要最低限の班編成を行い，119 番通報等の連絡，初期消火活動，応急救護活動等，早急に実施すべき対応を行う。なお，対策本部・地区対策本部は，休日・夜間に地震が発生した場合の行動要領を別途定めることとする。
- ② 対策本部・地区対策本部が設置された場合は，構成員は家族，家屋等の安全を確認した後，出勤可能な場合は速やかに出勤する。出勤にあたっては，交通・道路事情に注意し，安全を確認の上，出勤すること。
- ③ 本人もしくは家族の負傷，家屋等の重大な被害，交通・道路事情により出勤不可能な構成員は自宅待機とする。
- ④ 構成員全員が出勤できない場合は，対策本部長もしくはこれに準ずる者の指示により，出勤できた職員と大学内に残っている教職員がその職務を代行する。

（3）通勤途中に災害が発生した場合

- ① 災害発生時，対策本部長等が通勤途中である場合は，出勤している教職員で対策組織を設置し，幹部職員の中から指揮者を決めて，指揮者の下に必要最低限の班編成を行う。119 番通報等の連絡，初期消火活動，応急救護活動等，早急に実施すべき対応について，自律的に行動する。
- ② 対策本部・地区対策本部構成員は，交通・道路事情に注意し，安全を確認の上，出勤すること。
- ③ 交通・道路事情により出勤不可能な構成員は自宅待機とする。
- ④ 構成員の出勤状況に応じて，正規の対策本部・地区対策本部としての活動に移行する。
- ⑤ 構成員が出勤できない場合は，対策本部長もしくはこれに準ずる者の指示により，出勤している職員と学内に残っている教職員がその職務を代行する。

1－3 学生の対応

1－3－1 在校時に地震が発生した場合

- ① 机の下等の安全な場所に身体をよせて，自分自身の安全を確保する。
- ② 地震の揺れが収まり次第，火気・危険薬品を使用中の場合は直ちに安全措置を講じた後，状況に応じて，ヘルメット等を着用して指定の避難場所に避難し，安否確認を行う。

- ③ 万一、火災が発生した場合は、周りに大声で知らせるとともに、最寄りの電話から119番及び守衛所に通報する。危険を見極め、初期消火に努める。

■ 大岡山守衛所	☎03-5734-3119
■ すずかけ台守衛所	☎045-924-5119
■ 田町守衛所	☎03-3454-8532

- ④ 避難した後は、避難場所に待機し、対策本部、地区対策本部の指示に従う。
- ⑤ 帰宅指示が出た場合は帰宅してもよいが、災害や交通の情報を収集し、帰宅可能か慎重に判断する。

避難場所の地図は30～32ページに掲載

1-3-2 休日・夜間に地震が発生した場合

- ① 机の下等の安全な場所に身体をよせて、自分自身の安全を確保する。
- ② 地震の揺れが収まり次第、火気・危険薬品を使用中の場合は直ちに安全措置を講じた後、状況に応じて、ヘルメット等を着用して指定の避難場所に避難する。
- ③ 万一、火災が発生した場合は、周りに大声で知らせるとともに、最寄りの電話等から119番及び守衛所に通報する。危険を見極め、初期消火に努める。
- ④ 自宅にいる場合は、メール、大学HP等を注視し、安否確認等にすぐに応じるとともに、授業再開などの情報に注意する。

1-3-3 通学途中に災害が発生した場合

- ① 交通機関を利用中に災害が発生した場合は、係員や警察・消防の指示に従う。交通・道路事情に注意し、帰宅する。
- ② 大学がすぐ近くの場合には登校し、対策本部の指示に従う。

1-3-4 安否確認（学生）

（1）震度4以下

特に安否確認の必要なし。

（2）震度5弱～5強

下記①～③のいずれに該当する場合でも、別途「安否確認システム」から自分の安否情報を登録すること。教務担当部署の一斉メールによる調査、安否確認票の提出など他の安否確認手段と回答が重複しても良い。

- ① 在校時（授業中又は指導教員等がいる場合）

○学士課程（１～３年）の学生の場合

授業中の場合、授業担当教員は学生を避難場所に誘導し、安否確認回収箱が設置されていれば、安否確認票（６４ページ）を投函させる。

○学士課程（４年）及び大学院生の場合

授業担当教員又は指導教員は学生を避難場所に誘導する。授業担当教員は、指導教員に連絡をするよう指示する。（なお、指導教員は、学生の安否結果を自衛防災地区隊に連絡票（５９ページ）により報告する。不在学生がいる場合には可能な範囲で安否を調査し、結果が判明次第、教務担当部署に連絡する。）

②在校時（①以外の場合）

○学士課程（１～３年）の学生の場合

各自で最寄りの避難場所に避難し、安否確認回収箱が設置されていれば、安否確認票（６５ページ）を投函する。）

○学士課程（４年）及び大学院生の場合

各自で最寄りの避難場所に避難し、指導教員に安否の連絡をする。（なお、指導教員は、学生の安否結果を自衛防災地区隊に連絡票（５８ページ）により報告する。不在学生がいる場合には可能な範囲で安否を調査し、結果が判明次第、教務担当部署に連絡する。）

③自宅、学外にいる場合

○学士課程（１～３年）の学生の場合

安否確認システムにて自分の現状を回答する。

○学士課程（４年）及び大学院生の場合

- ・指導教員に安否の連絡をする。（なお、指導教員は、学生の安否結果を自衛防災地区隊に連絡票（５８ページ）により報告する。不在学生がいる場合には安否を調査し、結果が判明次第、教務担当部署に連絡する。）
- ・指導教員への連絡とは別に安否確認システムにて自分の現状を回答する

（３）震度６弱以上（ただちに、非常災害対策本部が設置される。）

下記①～③のいずれに該当する場合でも、別途「安否確認システム」から自分の安否情報を登録すること。教務担当部署の一斉メールによる調査、安否確認票の提出など他の安否確認手段と回答が重複しても良い。

①在校時（授業中又は指導教員等がいる場合）

○学士課程（１～３年）の学生の場合

授業中の場合、授業担当教員は学生を避難場所に誘導し、安否確認回収箱や各避難場所の自衛防災地区隊に安否確認票（６４ページ）を投函又は提出させる。

○学士課程（４年）及び大学院生の場合

授業担当教員又は指導教員は学生を避難場所に誘導する。授業担当教員は、指導教員に連絡をするよう指示する。（なお、指導教員は、学生の安否結果を自衛防災地区隊に連絡票（５８ページ）により報告する。不在学生がいる場合には可能な範囲で安否を調査し、結果が判明次第、教務担当部署に連絡する。）

②在校時（①以外の場合）

○学士課程（１～３年）の学生の場合

各自で最寄りの避難場所に避難し、安否確認回収箱に安否確認票（６４ページ）を投函する。安否確認システムにて自分の現状を回答する。

○学士課程（４年）及び大学院生の場合

指導教員に安否の連絡をする。（なお、指導教員は、学生の安否結果を自衛防災地区隊に連絡票（５８ページ）により報告する。不在学生がいる場合には可能な範囲で安否を調査し、結果が判明次第、教務担当部署に連絡する。）

＜表Ⅱ－１＞ 災害発生初動時の教職員と学生の対応について（震度６弱以上※）

災害発生の区分	教職員・学生の区分	対応措置
就業・在校時	対策本部等の構成員	帰宅せず、復旧・復興活動を行う。
	構成員以外の教職員	帰宅指示後、帰宅判断をする。帰宅後は自宅待機。
	学生	帰宅指示後、帰宅判断をする。帰宅後は自宅待機。
休日・夜間	対策本部等の構成員	出勤可能な場合は出勤し、復旧・復興活動を行う。
	構成員以外の教職員	各キャンパスに徒歩圏内（半径２km）に住む教職員は出勤し、対策本部の指示に従う。
	学生	自宅待機とする。
通勤・通学途中	対策本部等の構成員	出勤可能な場合は出勤し、復旧・復興活動を行う。
	構成員以外の教職員	出勤可能な場合は出勤する。 その後は、対策本部の指示に従う。

※ 震度５強以下の場合においても、災害対策本部の設置が決定された場合には、上記の対応をとる。

まず落ち着いて！

災害時の基本行動

地震発生の場合

1. **身の安全を確保**(机の下に身を隠す)
余裕があれば
 - ・火気の点検及び始末
 - ・非常脱出口の確保(扉を開放)
2. **揺れがおさまったら、次のことを行う**
 - ・火元の始末および確認(ガスの元栓を閉める)
 - ・周りの人の安否確認
 - ・状況に応じて避難
3. **避難時には次のことを確認**
 - ・火災等が発生していないか
(火災が発生している場合は、周りの者等と協力し、消火にあたる)
 - ・けが人はいないか(大声で安否を確認しあう)
 - ・非常持出袋の搬出

火災発生の場合

1. 発見者は**火事である旨を大声で知らせる**
2. 状況に応じ、火災報知器のボタンを押し、「**119番**」及び**守衛所**に通報する
(火災の規模に応じて、自衛消防隊を編成して、消火にあたる)
3. 危険の及ばない範囲で、消火器等で**消火**する
(炎が天井まで移ったら限界。速やかに安全な場所に避難)
4. 消防署が到着したら、被害状況、負傷者の有無等の状況を報告

大岡山 03-5734-3119
すずかけ 045-924-5119
田町 03-3454-8532

通報は、慌てず、ゆっくり、はっきり

消防署への通報内容

1. 大学名, 住所, 事故の発生場所, 施設名
2. 事故の概要
3. 要救助者の有無と程度
4. 発生施設の危険物等の有無と状況
(放射性物質・高圧ガス・禁水物 等)

職員一人ひとりの心構え

不測の事態が発生した場合は、被害の発生・拡大を防止するため、迅速かつ的確に対応を図る必要がある。このため教職員一人ひとりが以下の心構えを持って行動すること。

① 自覚を持って

教職員一人ひとりが「公共の秩序を維持し、教職員・学生等の生命、身体及び財産をあらゆる危機から守る」という重要な役割を持っていることを自覚しなければならない。

② 早めの備え、決断力、迅速な行動

危機管理の基本は「早めの備え（警戒）である。また、緊急時に迷いは禁物であり「早い決断力」と「迅速な行動」が要求される。どのように優れた対策でも時期を逸すれば、その効果はなくなる。

③ 協力しあって

他の部署や外部の関係機関と十分に協力しあって対策にあたらなければならない。責任のなすりあいでは対策の手遅れとなる。普段の連絡精神を緊急時には特に強力に発揮する。

④ 積極的に

小さな危機（要素）を見すごすと、取り返しのつかない事態を招くことになりかねない。積極的に危機の排除に努めること。特に急迫した状態で対策の実施に迷うようなときには、積極策をとる。

⑤ 親切に

被害発生時においては、被害を受けた人たちとの対応が出てくる。このような場合は、相手の気持ちをくんで普段以上に親切な対応をとるよう心がけること。

⑥ 危機情報に敏感に

テレビ、ラジオ、新聞は勿論、インターネット情報など、あらゆる情報のアンテナを普段から張り巡らせ、危機情報に敏感となり、その収集に努める。

⑦ 連絡体制を明確に

緊急事態発生時は、どこにいてもすぐに連絡がとれるようにしておく。また、所属ごとに連絡体制を確立し、その周知徹底を図る。

⑧ 報告は忘れずに

緊急時は、職場が騒然として上司や関係機関への報告を忘れがちになるので、連絡チェックシートを準備していくなど、報告漏れをなくすよう心がける。

⑨ 記録に残す、情報の共有を図る

情報が交錯する緊急時こそ、情報の出受、時間経過等を確実に記録しておくよう心がける。また、その情報を周りの人々と共有する工夫をする。

<図Ⅱ-1>大岡山地区避難場所

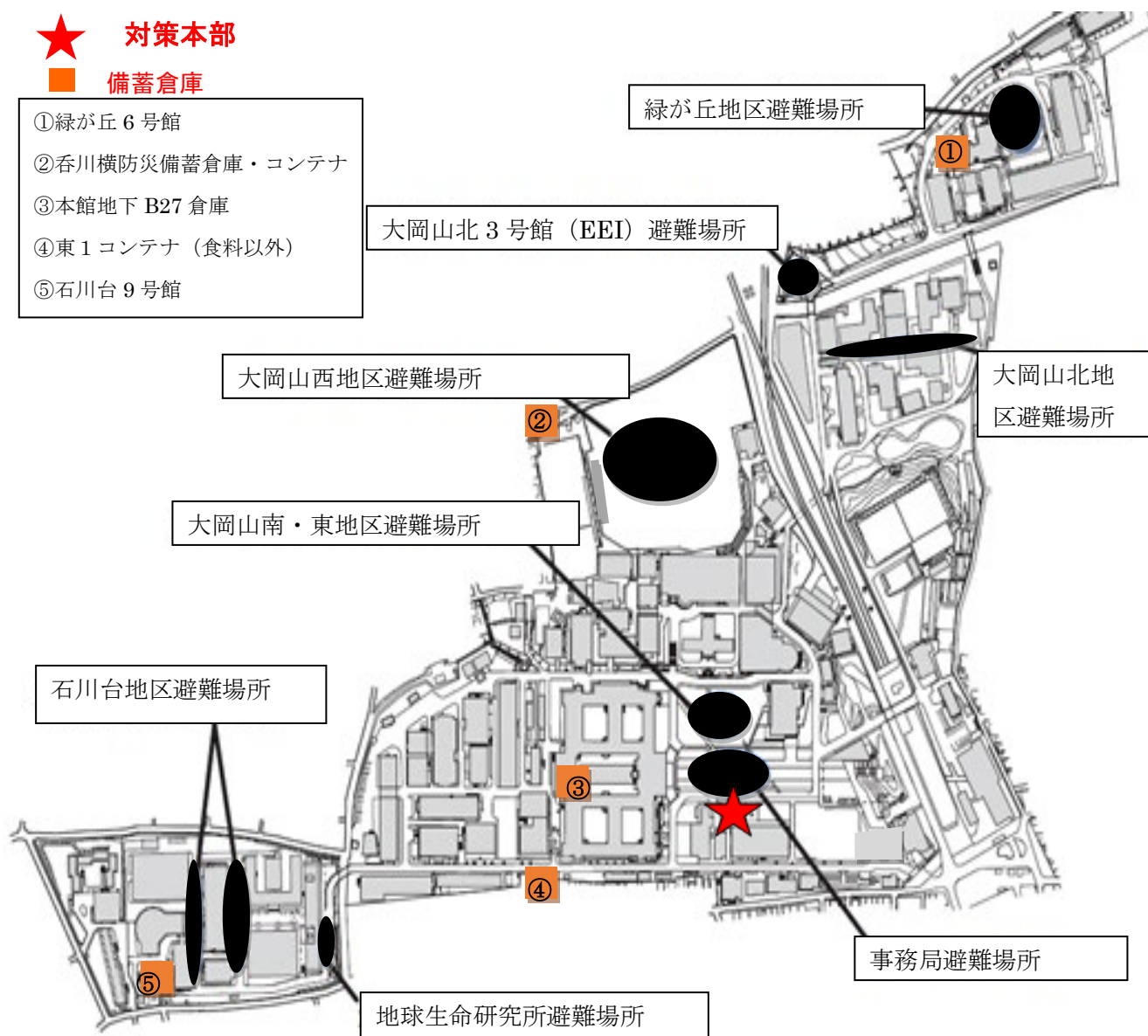
大岡山地区 避難場所

● 避難場所

★ 対策本部

■ 備蓄倉庫

- ① 緑が丘 6 号館
- ② 呑川横防災備蓄倉庫・コンテナ
- ③ 本館地下 B27 倉庫
- ④ 東 1 コンテナ（食料以外）
- ⑤ 石川台 9 号館



＜図Ⅱ－２＞すずかけ台地区避難場所

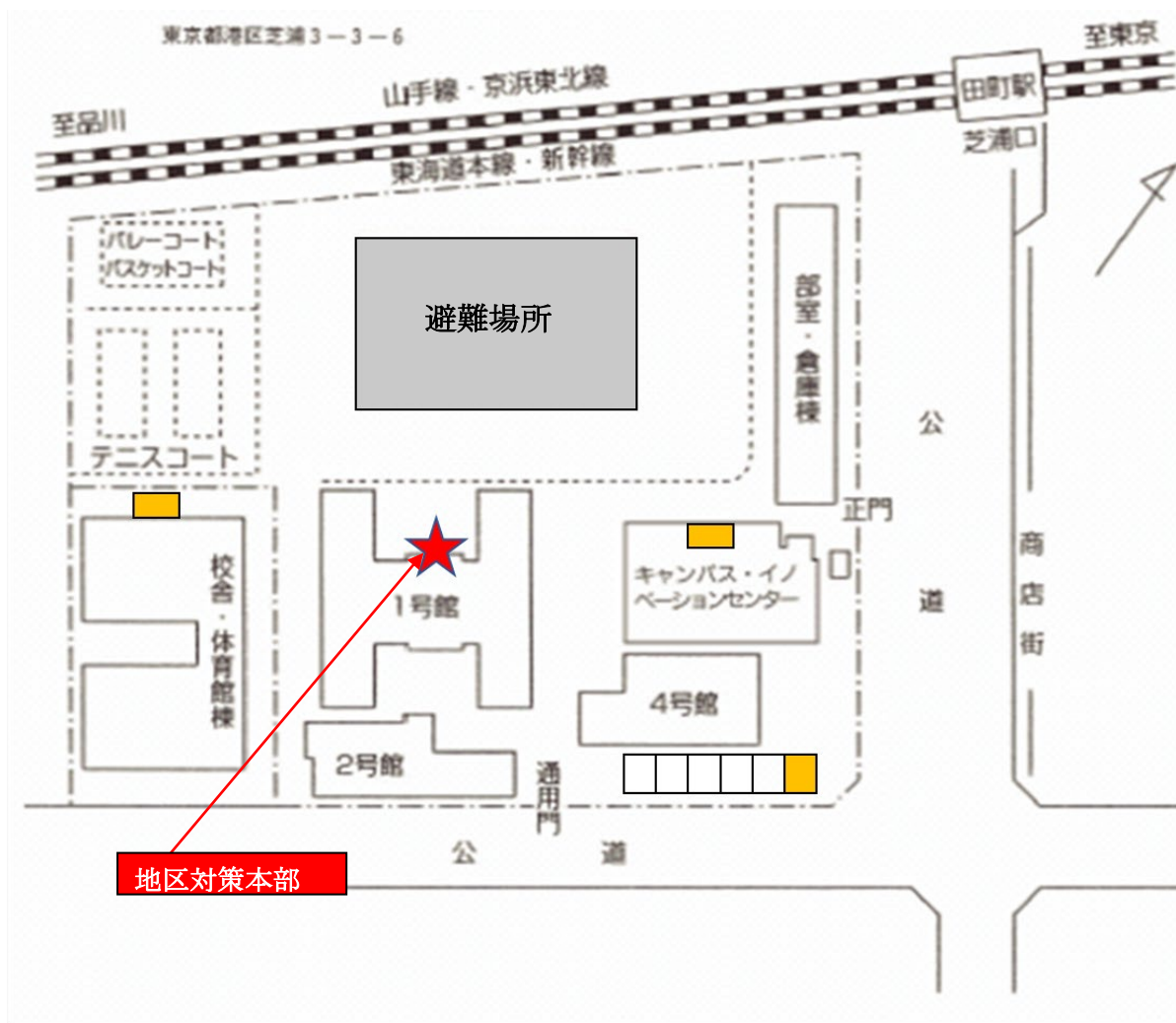
すずかけ台地区 避難場所



<図Ⅱ－3> 田町地区避難場所

田町地区 避難場所

-  避難場所
-  地区対策本部
-  備蓄倉庫



<図Ⅱ－４>NTT 災害用伝言ダイヤルの使い方

NTT災害用伝言ダイヤルの使い方

【災害用伝言ダイヤル（１７１）の基本的操作方法】

「１７１」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操 作 手 順		伝言の録音		伝言の再生	
①	171をダイヤル	171			
②	録音または再生を選ぶ。	[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は1、再生される方は2、暗証番号を利用する録音は3、暗証番号を利用する再生は4をダイヤルして下さい。			
		(暗証番号なし)		(暗証番号あり)	
		1	3	2	4
		[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX		[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX	
③	被災地の方の電話番号を入力する。	[ガイダンス] 被災地域の方はご自宅の電話番号を、または、連絡を取りたい被災地域の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい 0XXX XXXX XXXXX			
伝言ダイヤルセンターに接続します。					
④	メッセージの録音 メッセージの再生	[ガイダンス] 電話番号0XXXXXXX (暗証番号XXXX) の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」をおして下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直して下さい。		[ガイダンス] 電話番号0XXXXXXXの伝言をお伝えします。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」をおして下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直して下さい。	
		ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1
		[ガイダンス] 伝言をお預かりします。どっという音のあとに30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら数字の9を押して下さい。	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。どっという音のあとに30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら数字の9を押して下さい。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。伝言を録音するときは数字の8を、次の伝言に移る時は数字の9を押して下さい。
		伝言の録音		伝言の再生	
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	録音終了後 9 [ガイダンス] 伝言を録音します。訂正されるときは数字の8を押して下さい。再生が不要な方は9を押して下さい。 録音した伝言内容を確認する。 [ガイダンス] 伝言をお預かりしました。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。電話をお切り下さい。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加し録音されるときは数字の3を押して下さい。 (ガイダンスが流れるまでお待ちください) [ガイダンス] 電話をお切り下さい。
⑤	終了	自動で終話します。			

出典：NTT 東日本 HP>災害用伝言ダイヤル 171 (2021.2 時点)

<https://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/images/manual.pdf>

第2章 学内の連絡方法と外部への情報発信について

2-1 屋外一斉放送

大規模災害が発生したら、まず「屋外一斉放送（田町地区は全学放送）」で、危険を知らせ避難を促すほか、パニックにならないよう注意、呼びかけを行う。

学内及び近隣地域への連絡、注意等の素早い情報伝達に、屋外一斉放送設備を有効に利用すること。

なお、放送が聞こえない部屋があることを想定して、屋内放送設備あるいは各建物の自衛防災地区隊が当該建物の各部屋を見回り、避難を促すこと。

＜表Ⅱ-4＞ 屋外一斉放送設備（マイク）設置場所

大岡山地区	すずかけ台地区
① 守衛所 ② 西9号館4階 安全企画課安全管理グループ	① 守衛所 ② J2棟2階 すずかけ台安全管理グループ

2-2 学内の連絡手段

指示・報告等、学内の連絡手段については、大規模地震等が発生した場合、電話回線やメール等の通信手段が途切れたり、被災地への通信が集中し、つながりにくい状態となることが予想される。しかし、外線電話が不通でも学内の内線電話（異なる地区間も含む）は、東工大の通信ネットワークが損傷するか、もしくは停電にならない限り利用できる。よって、災害後の学内の連絡方法は以下の順序で行う。

- （1）内線電話・学内メール・Slack が利用できる場合は、電話・メール・Slack で行う。
- （2）内線電話・メール・Slack が利用できない場合は、対策本部、地区対策本部と総括自衛防災地区隊間の連絡は、無線機で行う。（無線機を配備していない総括自衛防災地区隊との連絡は、事務担当者が直接赴き行う。）
- （3）無線機が利用できず、緊急の指示・報告が必要な場合は、車、自転車等の手段を利用して、連絡担当者が赴き、指示・連絡を行う。
- （4）大岡山地区、すずかけ台地区、田町地区間の連絡についても、内線電話・学内メール、Slack、使用出来る場合はZOOM等による連絡を基本とする。

なお、これらの連絡手段が使えない場合や休日・夜間を想定して、携帯メールによる連絡手段を大規模地震発生時の初期対応要領等においてあらかじめ定め、対策本部・地区対策本部・各部局・各部課内で整備しておく。

2-3 対策本部－地区対策本部 間の指示・報告

- (1) 学内の教職員及び学生への指示は、原則として全て対策本部が行い、教職員及び学生はそれに従わなければならない。ただし、地区対策本部・各部局における独自の内容については、地区対策本部長に従うこととする。
- (2) 災害発生後、対策本部から地区対策本部に対し、教職員の安否情報、施設・設備の被害状況等の照会が行われる。地区対策本部は、各対策班や自衛防災地区隊からの報告を取りまとめて、回答を行う。
- (3) このような対策本部から地区対策本部への指示、地区対策本部から対策本部への報告等の連絡は、双方の連絡担当班間で行い、情報の一元化を図る。

2-4 対策本部・地区対策本部－総括自衛防災地区隊間の指示・報告

<大岡山地区、すずかけ台地区>

- (1) 対策本部、地区対策本部から自衛防災地区隊への指示は総務通信連絡班から「総括自衛防災地区隊」へ行い、総括自衛防災地区隊から全自衛防災地区隊に伝達する。
- (2) 各自衛防災地区隊が調査した安否情報や被害状況等は、総括自衛防災地区隊が取りまとめ、対策本部、地区対策本部に報告する。

<田町地区>

地区対策本部から自衛防災地区隊への指示は総務・情報連絡班から行い、自衛防災地区隊は安否情報や被害状況等を調査し、地区対策本部に報告する。

2-5 学内情報の外部への発信

- (1) 報道機関、公共機関等の学外に情報を発信する場合、或いはこれらの機関に照会をする場合は、原則として対策本部が行う。
- (2) 被害状況、安否情報等、学内の情報は確認の取れたもののみを発信し、憶測や曖昧な回答は避け、誤解を招かないようにする。
- (3) 教職員及び学生は、報道機関等から照会のあった場合は、回答せず対策本部を紹介する。
- (4) 授業の再開等については、対策本部と関係職員で調整を行い、教員及び学生に情報を発信する。
- (5) 災害の発生が入学試験時期の場合は、会場、実施日時等の変更について、受験生に対して速やかに伝達する。

2-6 警察署、消防署等への連絡

公共機関等の学外への情報の発信、照会は、原則として対策本部が行う。

ただし、火災が発生した場合、高圧ガス・毒劇物等危険物による人身事故、環境衛生上の事故が発生した場合は、現場状況を詳しく説明する必要性が生じるため、事故発生現場（危険な場合は安全な場所）から、＜資料編＞緊急連絡先一覧表（46～49ページ）の

該当機関に速やかにあらゆる手段を用いて連絡すること。

不要，不急な電話は，かけない！

- 特に消防署等に対する災害状況の問合せ等は消防活動等に支障をきたすのでやめること。
- 正しい情報の入手は，テレビ，ラジオの報道から。
- 自治体や消防署，警察署等からの情報や防災行政無線の放送には，常に注意する。

第3章 施設・設備の損壊状況の確認方法について

3-1 施設の損壊状況の確認方法<施設安全防護班，施設工作班>

- (1) 災害発生後，施設安全防護班，施設工作班は各建物周辺，建物内の損壊状況の点検確認を行う。
- (2) 点検確認は，対策本部や学生等の退避場所となる下記の建物を優先的に実施する。

<大岡山地区>

1. 事務局1・2号館，本館
2. 講堂，東工大蔵前会館，体育館，大学食堂，百年記念館，附属図書館，TakiPlaza
3. . . .

<すずかけ台地区>

1. J2棟
2. . . .

<田町地区>

1. 本館
2. . . .

- (3) 点検後，各建物出入口に「**危険・立入禁止**」「**注意**」「**安全**」を明記した紙（A4サイズ以上）を貼り，建物の危険度を明確に表示する。
- (4) 建物毎に点検を行い，文部科学省等への被害速報のために，災害状況の写真を撮影する。
- (5) 「建物被害状況連絡票」を作成し，建物倒壊等の二次災害の恐れのある建物は，直ちにロープ等で立入禁止の措置を行う。
- (6) 建物毎の建物被害状況連絡票の結果を取りまとめて把握し，連絡担当班に提出する。
- (7) 災害が一段落した段階で，他の職員の応援を得て災害復旧費要求のための詳細な写真を撮る。また，後日，文部科学省担当者が現地調査を行うため，安全上支障が無い限り，現状をとどめておくこと。

3-2 設備等被害状況の確認方法<施設安全防護班，施設工作班・自衛防災地区隊>

- (1) 施設安全防護班，施設工作班は，建物確認終了後，建物内設備の被害状況について点検確認を行い，「設備・機器被害状況連絡票」の結果を取りまとめて各連絡担当班に提出する。
- (2) 自衛防災地区隊は各研究室と協力し，教育研究用機器，備品等について調査を行い，「設備・機器被害状況連絡票」を情報救護班に提出する。
- (3) 但し，危険・立入禁止措置の建物内の設備については，後日行うものとする。

第4章 帰宅困難者等対応と備蓄品等の保管と配給について

4-1 避難者・帰宅困難者への対応

(1) 学内における帰宅困難者への対応

①教職員及び研究室所属学生

通常、職務を行っている建物、研究室・事務室に被害がない場合は、その居室に滞在する。また、建物被害等により滞りが困難なものが発生した場合は、各自衛防災地区隊（あるいは各部局等）において受入れ場所を開設する。受入れ場所を開設した場合は、速やかに、帰宅困難者の概数等について、対策本部、地区対策本部に報告し、必要な備蓄品を受け取って、帰宅困難者へ配布する。なお、受入れ場所については、各自衛防災地区隊（各部局等）において事前に想定しておく。

②学士課程学生（1～3年生）

学士課程1年から3年生について、帰宅困難者が生じた場合には、あらかじめ指定された避難場所（体育館、講堂、講義室、生協食堂等を想定）に受け入れることとする。誘導・受入れ場所では、誘導・学生対策班及び学生対策班を中心に対応する。

(2) 学外からの帰宅困難者への対応

一般からの受け入れ要請があった場合には、各地区対策本部が行う。

(3) 備蓄品配布場所

建物状況等によっては各倉庫等で配布する場合も予想される。

- ＜緑が丘地区＞ ・ 緑が丘講義棟 1 階
- ＜本館地区＞ ・ 70 周年記念講堂前
- ・ 事務局 1 号館 1 階情報公開室
- ＜石川台地区＞ ・ 石川台 3 号館 1 階エントランスホール

4-2 備蓄品等の配給

備蓄品及び救助用器材等については、現在あるものを無駄にしないよう注意して、少量でも集めて使う工夫を行う。

なお、地方公共団体に物資の要請を行い、支援を受けた場合や救助用器材等を確保した場合は、食事班が配給及び管理を行う。

4-3 東京都広域避難場所としての対応について

東京都の各区は、地震などの災害が発生し、家屋の倒壊、火災などで住む家を失った、または被害を受ける恐れのある被災者の避難所として、区立の小中学校等を想定している。

また、東京都は火災が大規模に延焼拡大し、広域避難が必要となる場合に対処するため広域避難場所を指定しており、本学は大田区、目黒区及び品川区の広域避難場所となっている。

4-4 災害時における相互協力について

(1) 大田区、目黒区、品川区との連携・協力

本学は、大田区、目黒区、品川区の住民の広域避難場所となっているため、災害時には各区役所と協議の上、連携して避難民の対応を行う可能性がある。

各区役所の担当部署 ・大田区役所：防災経理管財課防災危機管理担当係

TEL 03-5744-1235

・目黒区役所：防災課防災係 TEL 03-5723-8700, 8488

・品川区役所：防災課啓発・支援係 TEL 03-5742-6696

(2) 大学生協との協定

平成21年5月に締結した「国立大学法人東京工業大学と東京工業大学生協同組合との間における災害時の相互協力に関する協定」は、大規模災害が発生した場合に、相互に協力して大学職員、学生並びに大学に避難してきた地域住民の安全の確保に努めるものと定めている。

(3) 自動販売機による飲料等に係る協定

本学では自動販売機供給元の各企業と災害発生時における飲料の提供協力について協定を締結している。これに基づき、構内の災害対策用自動販売機における在庫商品の無償提供や飲料水の優先供給等が協力内容として定められている。

Ⅲ 資 料 編

地震発生時の行動フローチャート

非常災害対策本部員（学長，理事含む）・地区対策本部員

地震発生

まずは身の安全を確保し，揺れがおさまったら，状況に応じて避難。避難の際に火災等の発生，けが人がいないか確認。

首都圏あるいは本学で，震度 5 強以下

「非常災害対策本部・地区対策本部」が立ち上がって招集指示があった場合はそれに応じる。

首都圏あるいは本学で，震度 6 弱以上

「非常災害対策本部・地区対策本部」の設置

設置場所：（対策本部（大岡山地区））※原則①に設置，被災状況によって②に設置。

① 事務局 1 号館 3 階学長会議室

② 本館 4 階第 1 会議室

（すずかけ台地区対策本部） J2 棟 4 階役員会議室

（田町地区対策本部） 本館 2 階校長室

主な活動内容：（対策本部（大岡山地区））

① 「非常災害対策本部」設置・全学周知 ② 災害対策班による活動

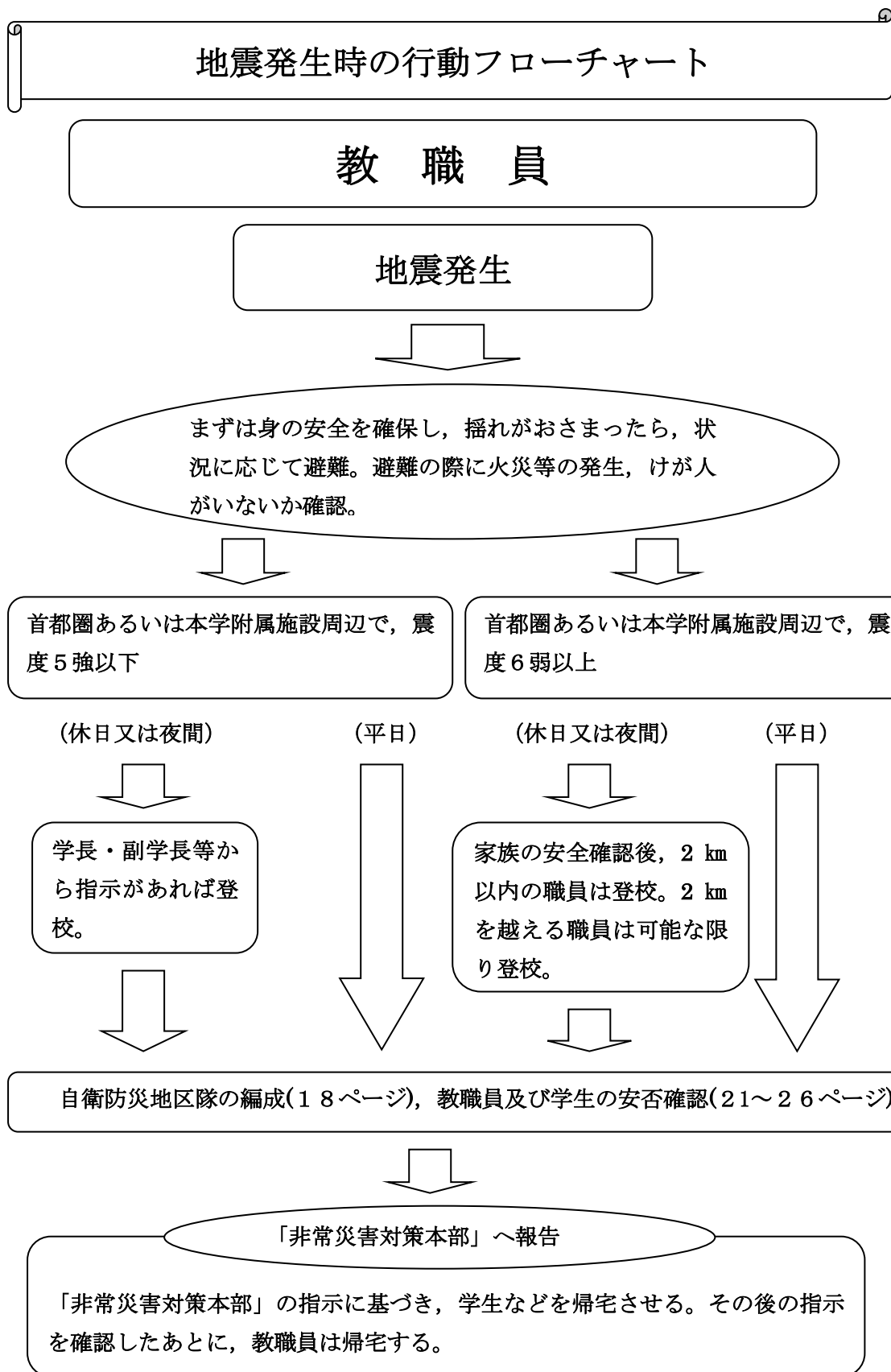
③ その他

（すずかけ台地区・田町地区対策本部）

① 「地区非常災害対策本部」設置 ② 災害対策班による活動

③ その他

※非常災害対策班が立ち上がるまでの間も各担当任務に基づき関係機関への連絡や避難誘導等を適宜対応し，非常災害対策本部設置後に状況を報告する。



地震発生時の行動フローチャート

学 生（学士1年～3年）

地震発生

身の安全の確保

首都圏あるいは本学周辺で、震度4以下

学内：授業中

授業担当教員の指示に基づき行動

学内：授業以外、学外

状況に応じて、周囲の教職員等の指示に従う。

首都圏あるいは本学周辺で、震度5弱以上

学内：授業中

授業担当教員の指示に基づき行動（火の始末、初期消火）・避難（避難の際に火災等の発生、けが人の有無の確認）

学内：授業以外

最寄りの避難所に避難（避難の際に火災等の発生、けが人の確認）

学外：通学途中

駅係員等の指示に従い行動

学外：自宅等

適宜アカデミックアドバイザー等に連絡※

避難所にある安否確認票回収箱に安否確認票を投函（回収箱に投函出来ない場合は、適宜アカデミックアドバイザー等に連絡）※

避難所の教職員の指示に基づき行動

同指示に基づき行動

※ 安否確認システムの通知等は必ず返信すること

地震発生時の行動フローチャート

学 生（学士4年，大学院生）

地震発生

身の安全の確保

首都圏あるいは本学周辺で、震度4以下

学内：授業・実験中

授業中は授業担当教員，研究室で実験中は指導教員等教職員の指示に基づき行動

学内：授業・実験以外，学外

状況に応じて，指導教員等教職員に連絡し，指示に従う。

首都圏あるいは本学周辺で、震度5弱以上

学内：授業・実験中

授業中は授業担当教員，研究室で実験中は指導教員等教職員の指示に基づき行動（火の始末，初期消火）・避難（避難の際に火災等の発生，けが人の有無の確認）

避難所の教職員の指示に基づき行動

学内：授業・実験以外

最寄りの避難所に避難（避難の際に火災等の発生，けが人の確認）

指導教員等教職員に，安否を連絡※

指導教員等教職員の指示に基づき行動

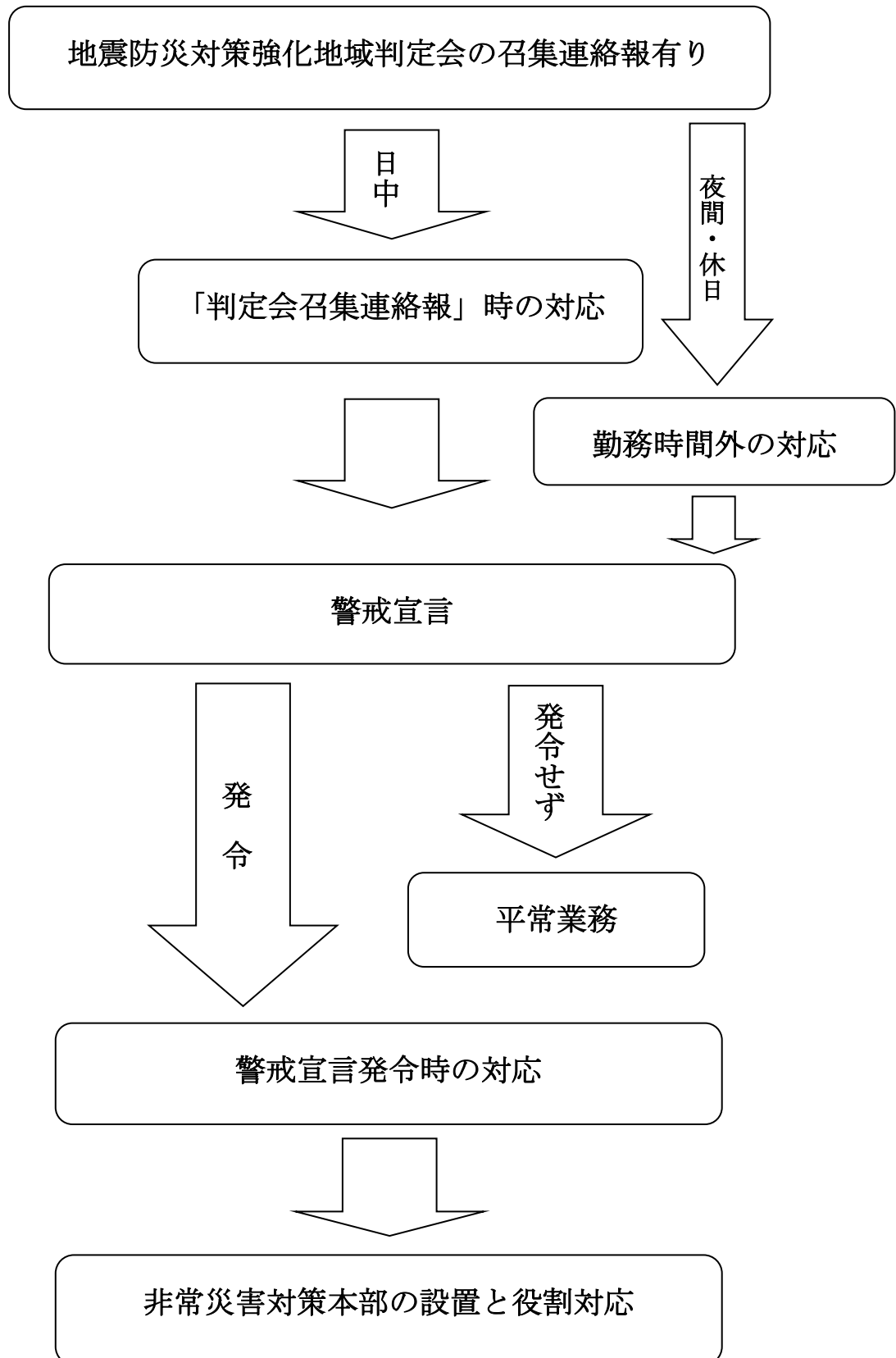
学外：通学途中

駅係員等の指示に従い行動

学外：自宅等

※ 安否確認システムの通知等は必ず返信すること

警戒宣言発令時の行動フローチャート



緊急連絡先一覧表

大岡山地区 緊急連絡先

機関名	電話番号	連絡事由
警察署 田園調布警察署 碑文谷警察署	110 番 03-3722-0110 03-3794-0110	被害状況の報告 (人, 建物, 事業場周辺の道路状況)
消防署 田園調布消防署 目黒消防署 大岡山出張所	119 番 03-3727-0119 03-3710-0119 03-3724-0119	火災発生, 救急車・消防車出動要請, 危険物による人身事故発生 (高圧ガスによる人身事故発生も含む)
東京電力 カスタマーセンター (その他)	0120-995-002	電気 (停電・漏電) に関する通報
東京ガス ナビダイヤル	0570-002299 03-6375-8899	ガス漏れ等の通報 (必ず 0 からダイヤル) ナビダイヤル不通の場合
東日本電信電話(株) (NTT)	113 0120-444-113	電話の故障等 〃 (携帯電話から)
東京都水道局 目黒営業所 (目黒給水管工事事務所) 大田北営業所 (大田給水管工事事務所)	03-3719-1549 03-3763-4246	上水道の異常 (漏水) 通報等
東京都下水道局 南部管理事務所	03-5734-5031	下水道の異常通報等
土木事務所等 大田区地域基盤整備第三課 目黒区道路公園課	03-3726-4303 03-5722-9775	一般道路の異常通報等
清掃事務所 大田区清掃事業課 目黒区清掃事務所	03-5744-1374 03-3719-5345	ゴミ収集・被災ゴミ収集・し尿処理
東急病院●	03-3718-3331	●: 救急医療機関 ★: 東京都災害拠点病院 負傷者の受入確認・搬送先
田園調布中央病院●	03-3721-7121	
保健医療公社荏原病院★	03-5734-8000	
碑文谷病院●	03-3723-1515	
中原医院	03-3729-5858	
仁木眼科	03-3718-0743	
大岡山眼科	03-3725-2277	
大岡山耳鼻科	03-3723-5212	
東京都医療機関案内サービス	03-5272-0303 (24 時間)	

すずかけ台地区 緊急連絡先

機関名	電話番号	連絡事由
警察署 緑警察署	110 番 045-932-0110	被害状況の報告 (人, 建物, 事業場周辺の道路状況)
消防署 緑消防署	119 番 045-932-0119	火災発生, 救急車・消防車出動要請, 危険物による人身事故発生 (高圧ガスによる人身事故発生も含む)
東京電力 カスタマーセンター	0120-99-5772	電気(停電・漏電)に関する通報
東京ガス 緊急時連絡先	045-945-1160	ガス漏れ等の通報
東日本電信電話(株) (NTT)	113 0120-444-113	電話の故障等 〃 (携帯電話から)
横浜市水道局	045-847-6262	上水道の異常(漏水)通報等
横浜市環境創造局 環境整備部管路保全課	045-671-2832	下水道の異常通報等
土木事務所 緑土木事務所	045-981-2100	一般道路の異常通報等
清掃事務所 横浜資源循環局緑事務所	045-983-7611	ゴミ収集・被災ゴミ収集・し尿処理
長津田厚生総合病院●	045-981-1201	●: 救急指定病院 ★: 神奈川県災害拠点病院 負傷者の受入確認・搬送先
昭和大学藤が丘病院★	045-971-1151	
横浜新緑病院●	045-984-2400	
横浜旭中央総合病院	045-921-6111	
横浜市救急医療情報センター	045-232-7119, #7119 (24 時間)	

田町地区 緊急連絡先

機関名	電話番号	連絡事由
警察署 三田警察署	110 番 03-3454-0110	被害状況の報告 (人, 建物, 事業場周辺の道路状況)
消防署 芝消防署	119 番 03-3431-0119	火災発生, 救急車・消防車出動要請, 危険物 による人身事故発生 (高圧ガスによる人身事故発生も含む)
東京電力 カスタマーセンター	0120-995-006	電気 (停電・漏電) に関する通報
東京ガス 緊急時連絡先	03-5484-0444	ガス漏れ等の通報
東日本電信電話(株) (NTT)	113 0120-444-113	電話の故障等 〃 (携帯電話から)
東京都水道局 港営業所	03-3452-7149	上水道の異常 (漏水) 通報等
東京都下水道局 中部管理事務所	03-3270-8317	下水道の異常通報等
土木事務所 芝浦港南地区土木係	03-6400-0032	一般道路の異常通報等
清掃事務所 みなと清掃事務所	03-3450-8025	ゴミ収集・被災ゴミ収集・し尿処理
東京都済生会中央病院★	03-3451-8211	★: 東京都災害拠点病院 負傷者の受入確認・搬送先
北里研究所病院★	03-3444-6161	
NTT 東日本関東病院★	03-3448-6111	
鈴木胃腸病院(内科・外科)	03-3455-6121	
菅沼三田診療所	03-3452-1748	
芝浦クリニック (内科・整形外科)	03-5765-5264	
三田眼科	03-3798-5969	
後藤歯科	03-3455-2408	
東京都医療機関案内サ ービス	03-5272-0303 (24 時間)	

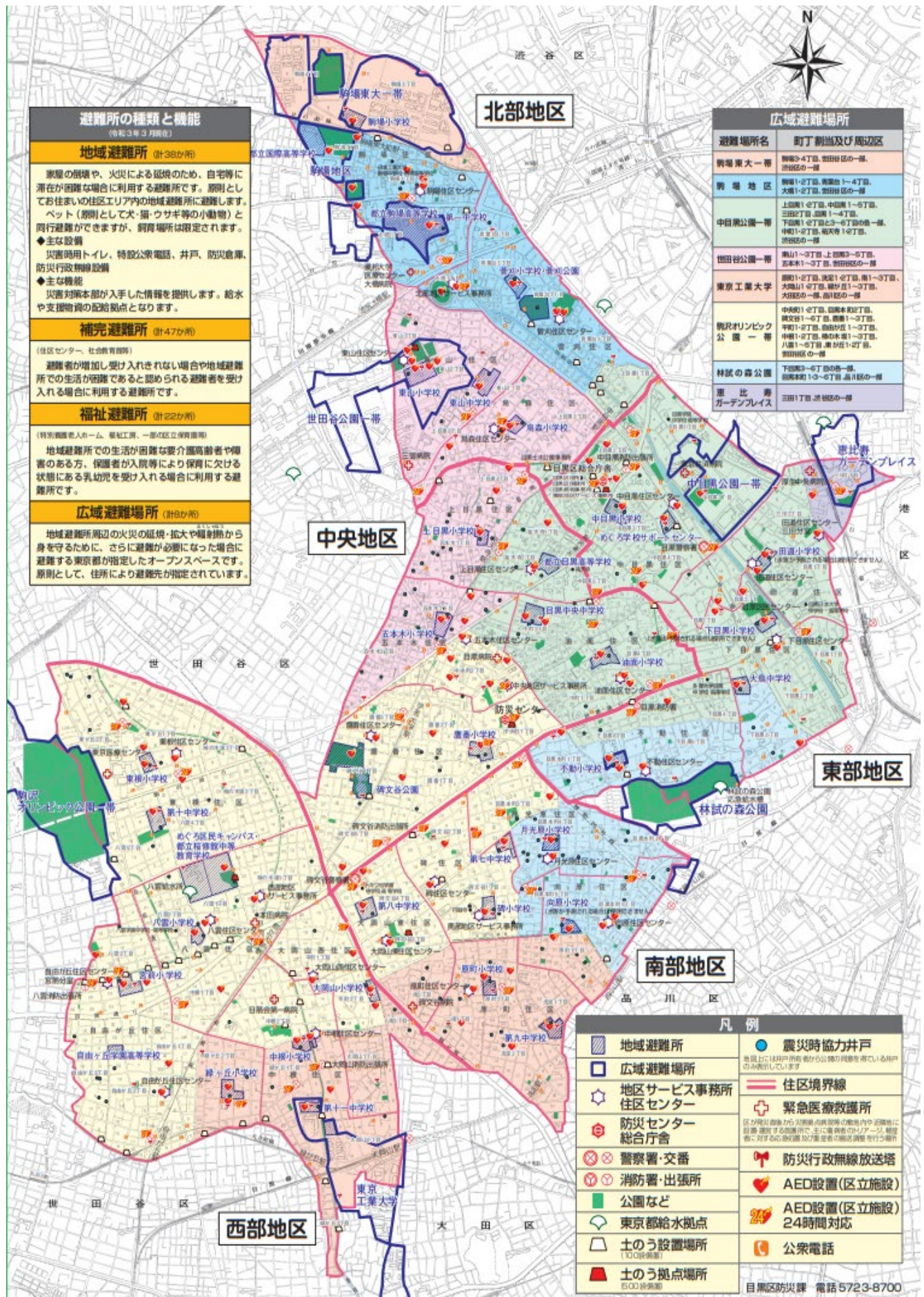
共通 緊急連絡先

機関名	電話番号	連絡事由
JR 東日本	03-3894-3900 0180-993900	運行情報
東京メトロ	03-3941-2004	
東京都営地下鉄	03-3816-5700	
東急線	03-3477-0109	
横浜市営地下鉄 (あざみ野駅)	045-901-6462	

大岡山地区周辺(大田区)防災マップ



大岡山地区周辺(目黒区)防災マップ



出典: 目黒区 HP > 防災マップ(日本語) <https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/anken/bosai/map/bousaimap.html>

AEDマップ(大岡山)

設置建物	設置場所	使用できる時間帯
緑が丘1号館	1階ロビー正面 消火器ボックスの上	平日8:00～20:00
緑が丘3号館	1階入口近く	平日8:00～20:00
緑が丘5号館(創設プロジェクト館)	1階ロビー	平日8:00～20:00
緑が丘6号館	1階エントランス	平日7:30～20:00 【※現在10:00～17:00】
緑が丘ハウス	3階エントランス	建物常時設置
大岡山北1号館	玄関ホール右側(壁面)	平日8:00～18:00
大岡山北2号館	玄関ホール北西側柱壁面(エレベータを囲にして右側)	平日8:00～18:00
大岡山北3号館(建構エールギールベーション棟)	1F風除室	24時間
大岡山北美術棟1	玄関ホール北側壁面(入って右側火災報知器の下)	平日8:00～18:00



24時間使用可能

設置建物	設置場所	使用できる時間帯
保健管理センター	玄関ホール玄関(柱面)	平日8:30～17:15
80年記念館(英語アナウンス)	宿泊施設2階廊下	建物常時施設 (玄関施設のため、宿泊施設専用)
東工大蔵前会館	1階エントランス	9:00～21:15 (一斉休業日を除く) 【※8月(予定)まで】 平日 8:00～18:00 土日 休日 10:00～16:00

設置建物	設置場所	設置建物	設置場所	使用できる時間帯
本館	地下1階生協付近	附属図書館	地下1階カウンター内	附属図書館閉館時間 (平日・休日・授業時・試験時・休業期で異なる)
本館	1階正面ロビー右側	百年記念館	1階エントランス	平日8:30～17:00
本館	2階北東側階段付近	事務局1・2号館	1階エントランス	平日8:00～18:00
本館	3階正面階段(東側)付近	事務局1・2号館	3階廊下(消火栓付近)	平日8:00～18:00
本館講義棟(H102)	地下1階H102講義室(内線電話機の壁面)	事務局3号館	1階玄関ホール(壁面)	建物入館可能時間
大岡山東1号館	1階玄関ホール左側(壁面)	正門守衛所	守衛室 03-5734-3119	24時間
大岡山東2号館	1階風除室			24時間

設置建物	設置場所	使用できる時間帯
大岡山西1号館	1階玄関付近	平日8:00～19:00
大岡山西3号館	3階エレベーターホール	平日7:00～19:00
大岡山西3号館	8階エレベーターホール	平日7:00～19:00
大岡山西4号館	3階エントランス	平日8:00～20:00
大岡山西8号館(W)	3階エレベーターホール (EVに面して右の壁面(消防設備付近))	平日8:00～20:00
大岡山西9号館(W)	7階エレベーターホール (EVに向かって右の壁面(消防設備付近))	平日8:00～20:00
大岡山西9号館(E)	1階エレベーターホール	平日8:00～20:00
大岡山西8号館(E)	3階エレベーターホール(1FAEDと同位置)	平日8:00～20:00
大岡山西9号館	2階エレベーターホール	平日8:00～20:00
大岡山西9号館	3階エレベーターホール	平日8:00～20:00
大岡山西9号館	7階エレベーターホール	平日8:00～20:00
大岡山西講義棟1	3階ロビーW631講義室前	平日8:30～20:00
大岡山西講義棟2	3階エントランス案内板下	平日8:30～20:00
70周年記念講堂	1階通路	平日8:30～21:00
屋内運動場	管理室	月～土8:00～22:00 日祝日8:30～20:00
サークル棟4	1階玄関ホール	平日8:30～20:00
大岡山南1号館	1階風除室	24時間
大岡山南2号館	2階入口近く	24時間
大岡山南3号館	1階玄関ホール右側通路(壁面)	平日7:30～22:00
大岡山南3号館	6階エレベーター近く	平日7:30～22:00
大岡山南4号館	1階トイレ近く	平日7:00～20:00
大岡山南5号館	1階風除室	平日7:00～20:00
大岡山南6号館	1階風除室	24時間
大岡山南7号館	1階入口近く	平日8:00～20:00
大岡山南8号館	1階風除室	24時間
大岡山南9号館	1階入口近く	平日8:00～18:00
大岡山南講義棟	イチョウ並木側個人入り口から入り右壁面(火災報知器機)	平日8:30～20:00
石川台1号館	1階ロビー左手学内郵便送ボックスの上	平日7:00～20:00
石川台2号館	1階玄関ホール	平日7:45～20:00
石川台3号館	1F風除室	24時間
石川台5号館	108通路	平日9:00～17:00
石川台6号館	1F入口近く	平日7:00～20:00
石川台7号館(E1S1-1)	1階ホールエレベーター右側の壁面	平日8:00～20:00
石川台8号館(E1S1-2)	1階玄関ホール明示板右側壁面	平日8:00～20:00
国際交流会館本館	2階事務所前	平日7:00～22:00
国際交流会館身構	1階洗濯室	原則居住者のみ立ち入り可能

救急車が到着するまで
①胸骨圧迫を100回/分で行う
②AEDを使用する

注:感染リスクがあるのと、心肺蘇生の効果が落ちる事があるので、人工呼吸は無理に行わなくてよい。
まずは、胸骨圧迫を実施してください。

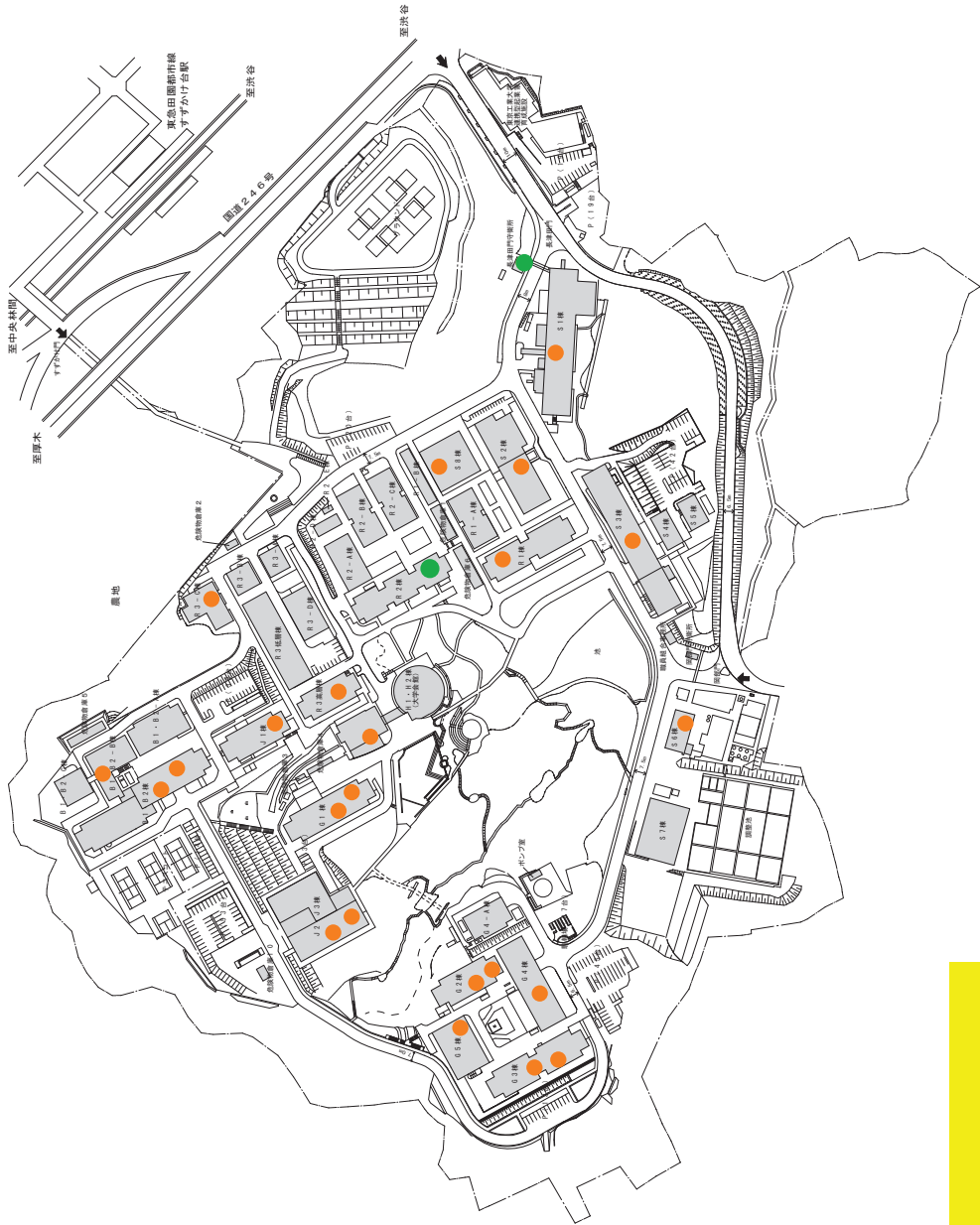
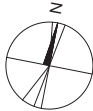


心肺蘇生の手順WEBページ

(2020年6月現在)

AEDマップ(すずかけ台)

24時間使用可能



設置建物	設置場所	使用できる時間帯
B1・B2棟	玄関ホール	建物入館可能時間
B1・B2棟	6階エレベーターホール	建物入館可能時間
B1・B2-B棟	2階入口(管理室付近)	建物常時施設錠
G1棟	玄関ホール	平日7:00～19:00
G1棟	6階エレベーターホール	平日7:00～19:00
G2棟	玄関ホール	平日7:00～19:00
G2棟	6階エレベーターホール	平日7:00～19:00
G3棟	玄関ホール右側(壁面)	平日7:00～19:00
G3棟	6階エレベーターホール	平日7:00～19:00
G4棟	エントランスホール	平日7:00～18:00
G5棟	玄関ホール右側(壁面)	平日7:00～20:00
H1・H2棟(大学会館)	玄関ホール(生協側壁面)	平日10:00～19:00 土曜11:00～15:00 ※休業等 生協の営業時間に準じる
J1棟	玄関ホール右側(壁面)	平日8:00～19:00
J2・J3棟	2階ロビー	平日8:00～20:00
J2・J3棟	J2棟側11階エレベーターホール	平日8:00～20:00
R1棟	玄関ホール	平日8:00～20:00
R2棟	玄関ホール(左側)	24時間
R3高層棟	1階玄関ホール	平日7:00～18:30
R3-C棟	1階玄関ホール	平日6:30～17:30 ※警備員による解施設錠のため 時間は厳密ではない
S1棟	玄関ホール(右側)	平日7:00～18:00
S2棟	玄関ホール(左側)	平日7:00～19:00
S3棟(すずかけ台図書館)	1階図書館受付	建物入館可能時間
S6棟	2階玄関ホール	平日8:30～17:15
S8棟	1階自動販売機コーナー	平日7:00～18:00
長津田門守衛所	守衛室 045-924-5119	24時間

救急車が到着するまで

①胸骨圧迫を100回/分で行う

②AEDを使用する

注：感染リスクがあるのと、心肺蘇生の効果が落ちることがあるので、人工呼吸は無理に行わなくてよい。
まずは、胸骨圧迫を実施してください。

心肺蘇生の手順WEBページ

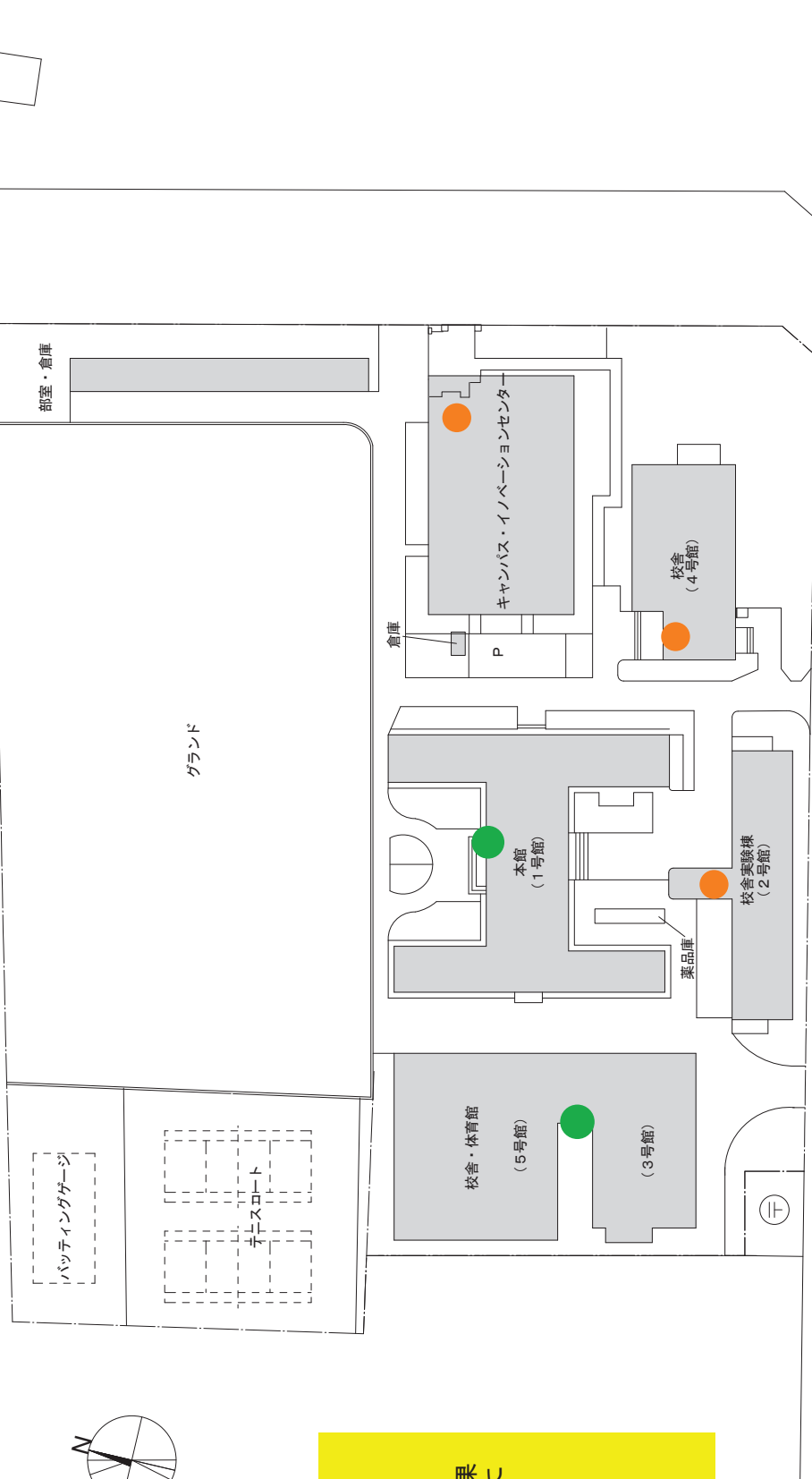


(2021年12月現在)

AEDマップ(田町)

設置建物	設置場所	使用できる時間帯
本館	1階玄関ホールグラウンド側(外壁)	24時間
校舎実験棟	1階階段ホール	平日7:00~20:00
校舎	玄関前	平日7:00~19:00
校舎・体育館	校舎側ピロティ	24時間
キャンパス・イノベーションセンター	エントランス	平日8:30~21:00

24時間使用可能



救急車が到着するまで

①胸骨圧迫を100回/分で行う

②AEDを使用する

注：感染リスクがあるので、心肺蘇生の効果が落ちる事があるので、人工呼吸は無理に行わずに、胸骨圧迫を実施してください。



心肺蘇生の手順WEBページ

(2020年6月現在)

災害情報連絡票

(平成 20 年 6 月現在)

情報発信欄	指示(照会・連絡) 日 時	平成 年 月 日 () 時 分	発信者名	
			伝達担当者名	
	伝達手段	電話・FAX・メール・無線機・トランシーバー・その他(車・自転車・徒歩・)		
	指示等事項			
	回答の要・不要	要 (回答先:) ・ 不 要		
受信・回答欄	受信日時	平成 年 月 日 () 時 分	受信者名	
	受信組織名			
	上記指示等への 対応等			
	回答(取りまとめ)			
	回答日時	平成 年 月 日 () 時 分	回答発信者名	
			伝達担当者名	
	回答手段	電話・FAX・メール・無線機・トランシーバー・その他(車・自転車・徒歩・)		
回答受信欄	受信日時	平成 年 月 日 () 時 分	受信者名	
	上記回答への 対応等			

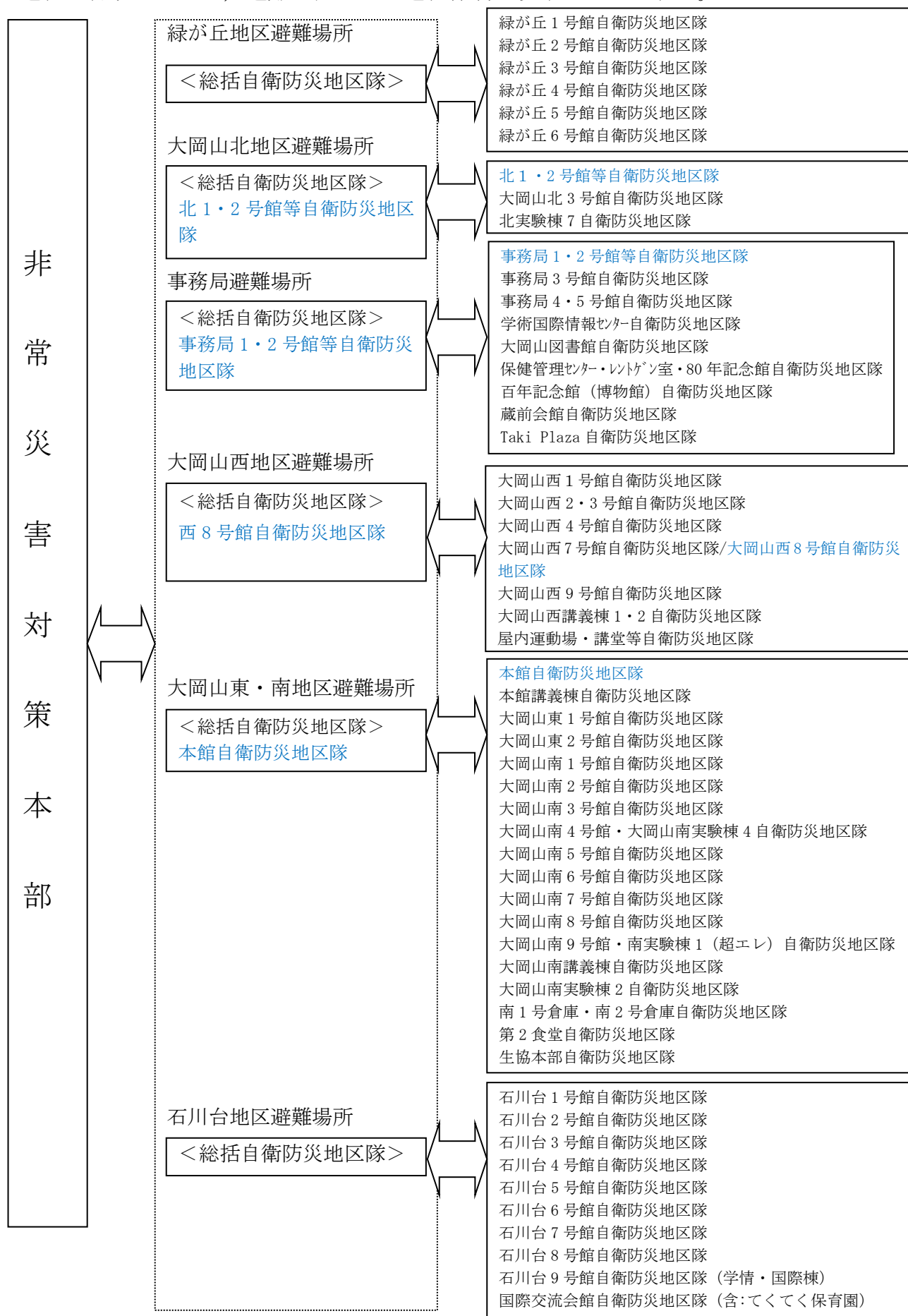
負傷者連絡票

No.

救 出 日 時	平成 年 月 日 :	救出対応者名			
処 置 日 時	平成 年 月 日 :	処置対応者名			
負 傷 者 氏 名			男 ・ 女	年 齢	
負傷者の所属			学生の場合 学生番号		
負 傷 の 状 況					
応 急 処 置					
経過措置 (病院搬送の 場合は搬送先を 記入する。)					
連絡票受理日時	平成 年 月 日 :	受理者氏名			

避難場所ごとの自衛防災地区隊の連絡体制

避難地区ごとに情報を集約し、各地区の総括自衛防災地区隊が取りまとめ、非常災害対策本部と連絡を行うこととし、避難地区ごとの連絡体制は以下の通りとする。



★学務部自衛防災地区隊は、各避難地区に配置し、学生の安否確認を行う。

(令和元年9月改訂)

連絡票 (避難状況)

火元責任者⇒自衛防災地区隊

火元責任者は平常時に記入したものを、部屋単位で常備のこと。非常時**赤字のみ**を記入し、避難場所で報告。

自衛防災地区隊名	〇〇〇〇〇		
建 物 名	〇〇〇〇〇		
部 屋 番 号	〇〇〇〇〇		
防 火 責 任 者 名	災害 一郎	内線	〇〇〇〇
火 元 責 任 者 名	災害 太郎	内線	〇〇〇〇
構 成 員	〇〇 名	(備考)	
避 難 者 数	10名	その他(状況等)	
負 傷 者 数	8名		
不 在 者 数	2名		

報告者名

月 日 時 分 報告 _____

青字は、平常時に記載しておいて下さい。

【構成員名簿】

(更新日)

	氏 名	避 難	負 傷	不 在	その他(状況等)
1	災害 太郎	○	○		火傷, 建物からは避難
2	〇〇 〇〇	○			
3	〇〇 〇〇	○			
4	〇〇 〇〇			○	海外へ出張中
5	〇〇 〇〇			○	(非常災害対策本部現場対応)
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
		10名	8名	2名	

【連絡票】

災害時に避難場所において、部屋の構成員の避難状況等（避難、負傷等の安否）を把握し、自衛防災地区隊に報告する際に、迅速かつ、より正確な情報が伝達されるよう作成しました。

【連絡票の記入方法】**<事前の備えとして>**

1. 研究室、事務室等の構成員等について、災害時に必要と思われる下記の最低限の情報を事前に記入し、部屋に常備しておいてください。

※構成員に変更があった場合は、その都度、修正してください。

- ・ 自衛防災地区隊名
- ・ 建物名（例〇〇館）
- ・ 部屋番号（例〇階〇号〇研究室）
- ・ 防火責任者名
- ・ 火元責任者名
- ・ 構成員の数（※構成員名簿を参照。）

<災害時の連絡票として>

1. 災害時（訓練時）には火元責任者は、避難場所ですべて事前に記入した連絡票の構成員名簿を基に、**赤字部分**（避難・負傷）のいずれかに○をし、特記事項（負傷の状況等）があればその他に記入して、避難状況等を記録して把握するようにしてください。
2. **赤字部分**（下記項目）を記入し、所属する自衛防災地区隊に、研究室の避難状況等を報告してください。
 - ・ 避難者数
 - ・ 負傷者数
 - ・ 不在者数

(令和元年9月改訂)

自衛防災地区隊連絡票（避難状況）

自衛防災地区隊⇒総括自衛防災地区隊

自衛防災地区隊長は平常時に記入したものを、自衛防災地区隊単位で常備のこと。
非常時**赤字のみ**を記入し、避難場所まで報告。

指 定 避 難 場 所			
自衛防災地区隊名			
隊 長 名		内線	
副 隊 長 名		内線	
構 成 員 名	(備考)		
避 難 者 数	100名	その他（状況等）	
負 傷 者 数	50名		
不 在 者 数	10名		
講義室等から 避難した学生	10名		

報告者名

月 日 時 分 報告 _____

【構成員名簿】

	火元責任者名	避 難	負 傷	不 在	その他（状況等）
1	災害 太郎	10	8	2	1名は〇〇地区の講義棟にて受講中、1名不明
2	〇〇 〇〇				
3	〇〇 〇〇				
4	〇〇 〇〇				
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
		100名	50名	10名	

【自衛防災地区隊連絡票】

災害時に避難場所において、自衛防災地区隊管轄下の構成員の避難状況等（避難、負傷等の安否）を把握し、総括自衛防災地区隊に報告する際に、迅速かつ、より正確な情報が伝達されるよう作成しました。

【自衛防災地区隊連絡票の記入方法】**＜事前の備えとして＞**

1. 自衛防災地区隊管轄下の構成員等について、災害時に必要と思われる下記の最低限の情報を事前に記入し、自衛防災地区隊単位で常備しておいてください。

※構成員に変更があった場合は、その都度、修正してください。

- ・ 指定避難場所
- ・ 隊長名
- ・ 副隊長名
- ・ 構成員（研究室等名称及び人数）

＜災害時の連絡票として＞

1. 災害時（訓練時）には自衛防災地区隊長は、避難場所ですべて事前に記入した自衛防災地区隊連絡票の構成員名簿を基に**赤字部分**を記入して、避難状況等を記録して把握するようにしてください。

- ・ 避難者数
- ・ 負傷者数
- ・ 不在者数

2. **赤字部分**（下記項目）を記入し、所属する総括自衛防災地区隊に、自衛防災地区隊管轄下の避難状況等を報告してください。

- ・ 避難者数
- ・ 負傷者数
- ・ 不在者数



地区避難場所連絡票（避難状況）

総括自衛防災地区隊⇒非常災害対策本部

総括自衛防災地区隊長は平常時に記入したものを、地区避難場所単位で常備のこと。
非常時**赤字のみ**を記入し、非常災害対策本部に報告。

（平成29年9月改訂）

総括自衛防災地区隊長名	〇〇〇〇〇	内線	〇〇〇〇
総括自衛防災地区副隊長名	〇〇〇〇〇	内線	〇〇〇〇
構 成 員	〇〇 名	(備考)	
避 難 者 数	300名	その他（状況等）	
負 傷 者 数	70名		
不 在 者 数	35名		
講 義 室 等 か ら 避 難 し た 学 生	150名		

報告者名

月 日 時 分 報告

青字は、平常時に記載
しておいて下さい。

【構成自衛防災地区隊名】

	自衛防災地区隊名	避 難	負 傷	不 在	その他（状況等）
1	〇〇自衛防災地区隊	100	50	10	
2	〇〇自衛防災地区隊				
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
		300名	70名	35名	

【総括自衛防災地区隊連絡票】

災害時に避難場所において、総括する自衛防災地区隊管轄下の構成員の避難状況等（避難、負傷等の安否）を把握し、非常災害対策本部に報告する際に、迅速かつ、より正確な情報が伝達されよう作成しました。

【総括自衛防災地区隊連絡票の記入方法】

＜事前の備えとして＞

1. 総括する自衛防災地区隊管轄下の構成員等について、災害時に必要と思われる下記の最低限の情報を事前に記入し、地区の総括自衛防災地区隊単位で常備しておいて下さい。

※構成員に変更があった場合は、その都度、修正してください。

- ・ 総括自衛防災地区隊長名
- ・ 総括自衛防災地区隊副隊長名
- ・ 構成員（自衛防災地区隊名称）

＜災害時の連絡票として＞

1. 災害時（訓練時）には総括自衛防災地区隊長は、避難場所ですべて事前に記入した総括自衛防災地区隊連絡票の構成員名簿を基に**赤字部分**を記入して、避難状況等を記録して把握するようにしてください。

- ・ 避難者数
- ・ 負傷者数
- ・ 不在者数

2. **赤字部分**（下記項目）を記入し、非常災害対策本部に、総括する自衛防災地区隊管轄下の避難状況等を報告してください。

- ・ 避難者数
- ・ 負傷者数
- ・ 不在者数
- ・ 講義室等から避難した学生
※安否確認票の集計を記載する。

緊急連絡・大地震時安否確認票
《東京工業大学 総合安全管理部門》
【火災を発見したら 119番通報】
～大岡山キャンパス～

消防署に告げる住所

大岡山・石川台地区：大田区石川町1丁目31番
緑が丘・北地区：目黒区大岡山2丁目12番1号

※消防署に連絡したら、必ず正門守衛所(03-5734-3119)及び、担当教員に連絡が必要です。

-1-

非常時に担当教員に連絡出来る様に
書いておくこと。

《学士課程1～3年生：アカデミック・アドバイザー》

担当教員名 _____
連 絡 先 _____

担当教員名 _____
連 絡 先 _____

-2-

【大地震災害時の安否確認票】
《学生用》

◆災害時の基本行動

- ①身の安全の確保
- ②揺れがおさまったら、次のことを行う
 - ・火元の始末及び確認
 - ・周りの人の安否確認
 - ・状況に応じ避難
- ③避難時には次のことを確認
 - ・火災等発生していないか
 - ・けが人はいないか

※避難場所に集合命令がでたら、安否確認票を提出する。

-3-

安否確認票(地震時)

フリガナ	
氏 名	
身分(○で囲む)	教職員 ・ 非常勤 学生 その他
個人番号・学籍番号	
携帯電話番号等	

※予め必要事項を記入の上、常備携帯すること。
※避難後ただちに各避難場所の投函箱に入れること。

安否確認票(避難訓練用)

フリガナ	
氏 名	
身分(○で囲む)	教職員 ・ 非常勤 学生 その他
個人番号・学籍番号	
携帯電話番号等	

※予め必要事項を記入の上、常備携帯すること。
※避難後ただちに各避難場所の投函箱に入れること。

緊急連絡・大地震時安否確認票
《東京工業大学 総合安全管理部門》
【火災を発見したら 119番通報】
～すずかけ台キャンパス～

消防署に告げる住所

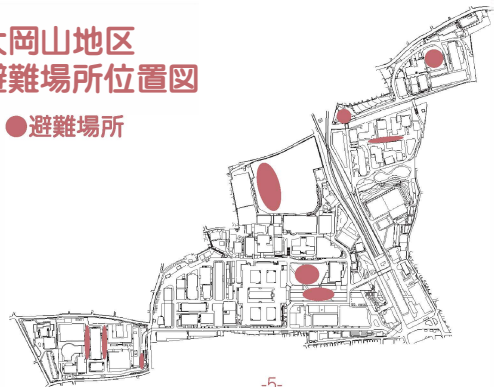
横浜市緑区長津田町4259

※消防署に連絡したら、必ず長津田門守衛所(045-924-5119)及び、担当教員に連絡が必要です。

-4-

大岡山地区
避難場所位置図

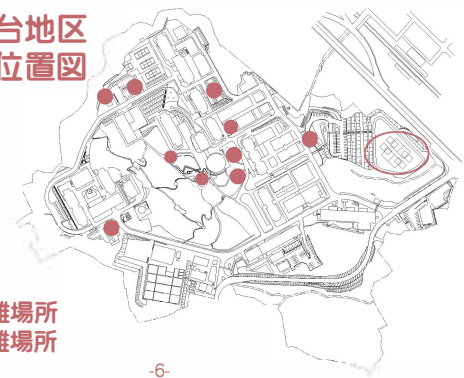
●避難場所



-5-

すずかけ台地区
避難場所位置図

●第1避難場所
○第2避難場所



-6-

◆投函情報

投 函 日	西 暦 年 月 日
投函時間	午 前 時 分 午 後
投函場所	

※避難後ただちに各避難場所の投函箱に入れること。

◆投函情報(避難訓練用)

投 函 日	西 暦 年 月 日
投函時間	午 前 時 分 午 後
投函場所	

※避難後ただちに各避難場所の投函箱に入れること。

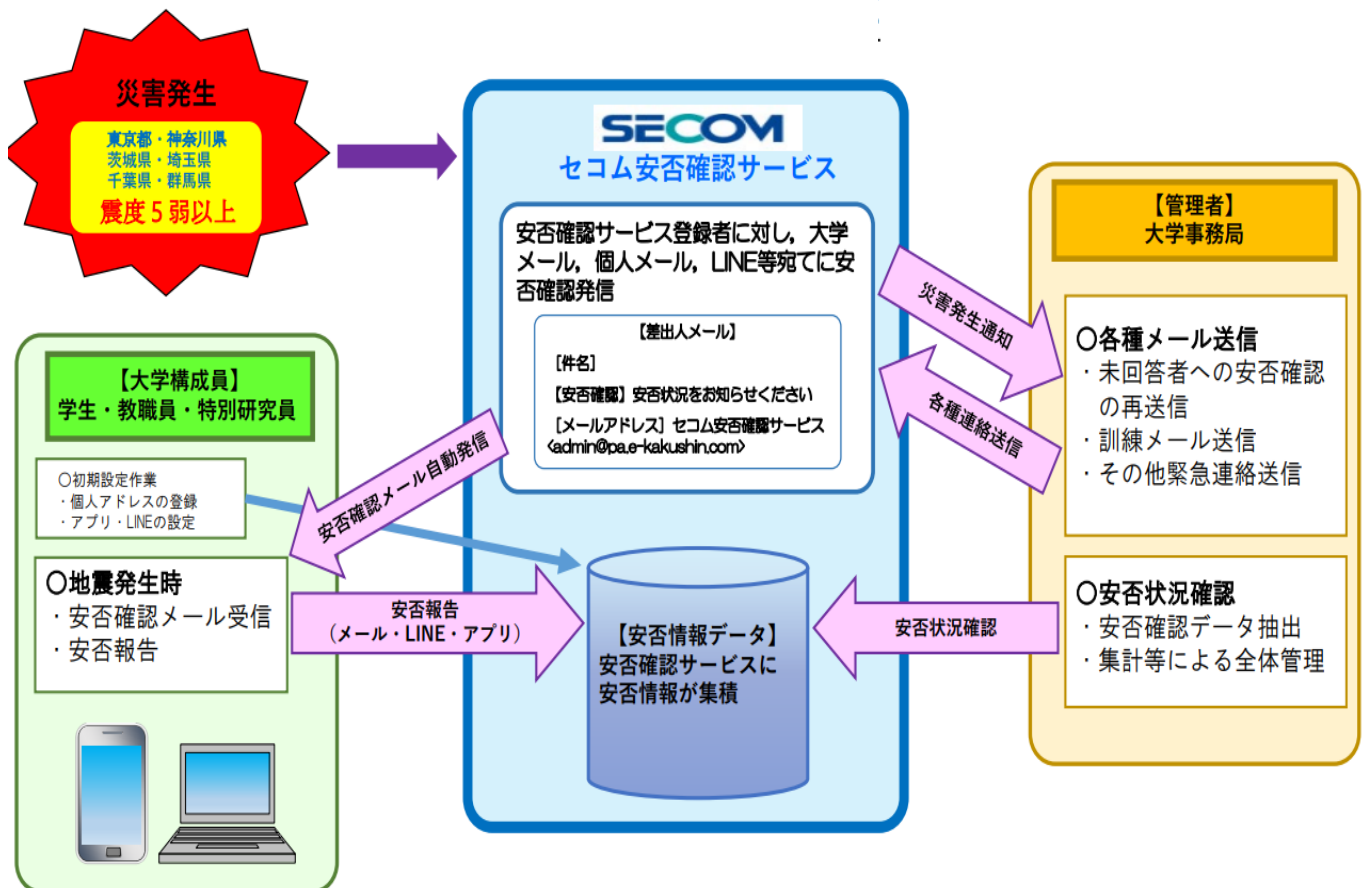
安否確認システム

本学では、大規模地震発生時に学生、教職員及び日本学術振興会特別研究員（以下「構成員」という。）の安否確認を緊急かつ一斉に行うこととし、特に夜間、休日等の安否確認方法等を含めて速やかかつ効率的に安否確認を行うためセコム株式会社の「安否確認サービス」を導入しています。

※安否確認メール

【件名】 【安否確認】 安否状況をお知らせください

【メールアドレス】 セコム安否確認サービス <admin@pa.e-kakushin.com>



改正 平17規18, 平17規72, 平17規76, 平19規8, 平20規65, 平22規49, 平22規74, 平23規54, 平24規69, 平25規40, 平25規49, 平28規92, 平29規35, 平29規45, 平30規37, 令元規6, 令元規14, 令2規24, 令3規10, 令3規33, 令3規71, 令3規85

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 防災管理組織（第6条—第13条）
- 第3章 防災管理対策（第14条—第18条）
- 第4章 自衛防災活動（第19条—第25条）
- 第5章 震災対策（第26条—第30条）
- 第6章 防災教育及び訓練（第31条・第32条）
- 第7章 雑則（第33条—第35条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、火災、地震その他異常な自然現象により生ずる被害（以下「災害」という。）が発生することが予想される場合又は発生した場合において、その災害を未然に防止し、又は災害を最小限度にとどめるため、国立大学法人東京工業大学（以下「大学」という。）における、防災の組織及び訓練等について必要な事項を定め、職員、学生その他大学の委託業務等に従事する者（以下「職員等」という。）の生命及び身体の安全を図るとともに、教育研究施設を災害から守ることを目的とする。

（法令等との関係）

第2条 前条の目的を達成するため、防災について必要な事項は、法令及び学内規則等に別段の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第3条 この規則において「部局等」とは、国立大学法人東京工業大学組織運営規則（平成27年規則第81号）に規定する組織をいう。

2 この規則において「部局長等」とは、前項の部局等の長をいう。

（職員等の責務）

第4条 学長は、大学の防災管理に関する業務を総括管理する。

2 施設を担当する理事・副学長（以下「理事・副学長」という。）は、大学の防災管理に関する業務を管理する。

3 キャンパスマネジメント本部総合安全管理部門長は、理事・副学長の職務を補佐する。

4 事務局長は、大学の防災管理に関する事務を総括する。

5 部局長等は、当該部局等の防災管理に関する業務を総括する。

6 職員等は、災害を未然に防止し、及び災害発生時において、その災害を最小限度にとどめるため、相互に協力して事態に対処する。

(防災管理区域)

第5条 部局等の防災管理区域は、別表1に定めるとおりとする。

2 1つの建物を2つ以上の部局等で使用している場合は、国立大学法人東京工業大学における建物等及びスペースの管理及び運用等に関する規則（平成29年規則第31号。以下「建物等規則」という。）第9条に規定する建物担当部局等が主部局となり、共同で防災管理を行うものとする。

第2章 防災管理組織

(防災管理組織)

第6条 学長は、災害防止の徹底を期するため、消防法（昭和23年法律第186号。

以下「法」という。）第8条第1項及び第36条第1項の規定に基づき地区ごとに防災管理者（防火管理者）を置くものとする。

2 学長は、日常における防火管理の徹底を期するため、防火責任者を置くものとする。

3 学長は、防火責任者の業務を補佐させるため、火元責任者を置くものとする。

4 学長は、建築設備、火気設備、電気設備及び危険物関係（以下「施設設備」という。）の点検整備を定期的実施するため、点検整備員を置くものとする。

(防災管理者（防火管理者）)

第7条 防災管理者（防火管理者）は、部局長等で、かつ、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「施行令」という。）第3条及び第47条に規定する資格を有する者のうちから学長が任命するものとする。ただし、これによりがたい事由がある場合は、部局長等に準ずる者で、当該資格を有する者をもって充てることができる。

2 防災管理者（防火管理者）は、次に掲げる事項を処理するものとする。

一 消防計画の作成に関すること。

二 災害発生時の緊急連絡方法の作成に関すること。

三 防災訓練の実施に関すること。

四 消防用設備等の点検整備に関すること。

五 火気及び発火性又は引火性物品の使用並びに取扱いについての監督に関すること。

六 所轄消防署への報告、届出及び連絡に関すること。

七 大岡山地区の防災管理者（防火管理者）は、正門守衛所内監視場所において消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び防災に必要な設備（以下「消防用設備」という。）の監視、操作に従事する者に対し、平成6年消防庁告示第10号に定める講習を受講させること。

八 その他防災管理上必要な事項に関すること。

(防火責任者等の指定)

第8条 防火責任者及び火元責任者（以下「防火責任者等」という。）の指定は別表1により部局長等が指定するものとする。

2 前項のほか、構築物の防火責任者については、建物等規則別表3に定める建物共用部の管理者を当該建物周辺の防火責任者として部局長等が指定するものとする。

（防火責任者等の指定等の報告）

第9条 部局長等は、防火責任者等を指定し、又は変更したときは、防火責任者等指定・変更報告書（別紙様式1）を学長に提出しなければならない。

2 部局長等は、防火責任者等の担当防災管理区域を変更したときは、防災管理区域変更報告書（別紙様式2）を学長に提出しなければならない。

（防火責任者の責務）

第10条 防火責任者は、防災管理者（防火管理者）を補助し、次に掲げる事項を処理するものとする。

- 一 消防計画を職員等に周知させること。
- 二 各室の出入口又は適当な箇所に、火元責任者の氏名を表示すること。
- 三 あらかじめ非常持出品を指定し、これを表示しておくとともに、災害時における搬出順序等を関係職員等に指示しておくこと。
- 四 その他防災管理上必要な措置をとること。

（火元責任者の責務）

第11条 火元責任者は、防火責任者を補助し、次に掲げる事項を処理するものとする。

- 一 災害予防上の注意事項を職員等に周知させること。
- 二 火気周辺の整理整頓状況並びに電気及びガス等の点検をすること。
- 三 常に消火器等の有効保持に留意し、その使用方法を職員等に周知させること。
- 四 自主検査記録票（日常）（別紙様式3）により点検し、毎月防災管理者（防火管理者）に自主検査記録票（日常）を提出すること。
- 五 その他火気取締り上必要な措置をとること。

（点検整備員）

第12条 点検整備員の編成基準及び任務は、別表2に定めるところによる。

（防災管理に関する事項の審議）

第13条 大学における防災管理に関する必要な事項は、キャンパスマネジメント本部会議において審議するものとする。

第3章 防災管理対策

（危険物等の予防措置）

第14条 部局長等は、化学薬品、放射性物質、高圧ガスその他の危険物（以下「危険物等」という。）を取り扱う職員等に対して、災害発生時における危険物等からの安全が確保できるよう指導するとともに適切な予防措置を講じなければならない。

（火災予防等の遵守事項）

第15条 職員等は、火災予防並びに火災発生時及び地震時の避難を容易にするため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 火気使用設備器具は、使用前及び使用後は必ず点検し安全を確認すること。

二 火気使用設備器具の周囲は常に整理整頓し、消火器等を用途に応じ用意しておくこと。

三 避難口、廊下及び階段には、避難上障害となる物品等を置かないこと。

四 廊下及び階段は、避難時につまずき又はすべり等を生じないような状態に常に維持しておくこと。

五 事務室、実験室等の什器類に転倒・落下防止対策を行うこと。

(消防用設備及び施設設備の点検)

第16条 防災管理者（防火管理者）は、消防用設備について法第17条の3の3の規定に基づき総合点検を年1回、外観及び機能点検を年2回行うものとし、消火器の外観点検は、消火器外観点検票（別紙様式4）により、これを行うものとする。

2 点検整備員は、施設設備の点検を自主点検記録票（別紙様式5）により、これを行うものとする。

(防災管理点検)

第16条の2 防災管理者（防火管理者）は、法第36条において準用する法第8条の2の2の規定に基づき、年1回防災管理点検を行うものとする。

(不備欠陥事項の報告)

第17条 防災管理者（防火管理者）は、前2条の規定に基づき点検した結果、消防用設備及び施設設備に不備欠陥事項があった場合は、改修計画を立案し、その促進を図るものとする。

(防災管理者（防火管理者）への連絡事項)

第18条 次の事項を行おうとする職員等は、防災管理者（防火管理者）へ事前に連絡し承認を得るものとする。

一 部屋の間仕切等改築をして使用するとき。

二 火気使用設備器具の増設及び移設を行うとき。

三 所定の場所以外で火気を使用するとき。

第4章 自衛防災活動

(非常災害対策本部の設置)

第19条 学長は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）に基づく警戒宣言が発せられた場合又は災害が発生した場合には、災害に対処するため非常災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

2 対策本部の編成は、別図のとおりとし、その編成基準及び任務は、別表3に定めるところによる。

3 学長は、対策本部長となり災害対策上必要がある場合には、直ちに対策本部の構成員を招集するものとする。

4 構成員は、直ちに参集するよう努めるものとする。

5 対策本部長は、災害対策に必要な情報収集並びに伝達、指示及び命令等の措置を講じるものとする。

6 対策本部長は、危険物等を保管している施設に災害が発生した場合は、その施設を管理している者等と密接な連携のもと、職員等に対して危険物等からの安全

を確保するため措置を講じるものとする。

(地区非常災害対策本部の設置)

第20条 すずかけ台地区及び田町地区の部局長等は、対策本部長の指示に基づくほか、大震法に基づく警戒宣言が発せられた場合又は災害が発生した場合には、地区非常災害対策本部を設置するものとする。

2 地区非常災害対策本部の編成基準及び任務は、前条に準ずるものとする。

3 地区非常災害対策本部長は、地区の災害等の状況を対策本部長に報告するものとする。

(自衛防災隊)

第21条 自衛防災隊として、対策本部で編成する自衛防災本部隊及び部局等で編成する自衛防災地区隊を置く。

2 自衛防災本部隊の編成は、別図のとおりとし、その編成基準及び任務は、別表3に定めるところによる。

3 自衛防災地区隊の編成基準及び任務は、別表4に定めるところによる。

4 自衛防災本部隊の班長又は副班長は、施行令第4条の2の8に規定する資格を有する者を充てるものとする。

(自衛防災本部隊)

第21条の2 学長は、自衛防災本部隊の統括管理者（以下「統括管理者」という。）を選任し、組織を統括させる。

2 統括管理者は、部局長等で、かつ、施行令第4条の2の8に規定する資格を有する者のうちから学長が任命するものとする。ただし、これによりがたい事由がある場合は、部局長等に準ずる者で、当該資格を有する者をもって充てることができる。

3 統括管理者は、自衛防災本部隊の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

4 統括管理者は、防災管理者（防火管理者）に対し、自衛防災活動に関する事項を報告するものとする。

(自衛防災隊の出動)

第22条 対策本部長及び部局長等は、災害発生時の状況を判断して自衛防災隊の出動を命じ、事態に迅速に対処するものとする。

2 自衛防災隊の構成員は、大震法に基づく警戒宣言が発せられた場合又は災害が発生した場合には、直ちに参集するよう努めるものとする。

3 部局長等は、他の部局等に災害が発生した場合において、当該部局長等から要請があったとき、又は災害が発生した部局等の自衛防災隊のみでは職員等に対する安全を確保することが困難であると自らが判断したときは、自衛防災隊に出動を命じることができる。

4 自衛防災隊は、対策本部及び地区非常災害対策本部（以下「対策本部等」という。）が設置された場合、大岡山地区は対策本部長、すずかけ台及び田町地区は各地区の地区非常災害対策本部長の命令により出動するものとする。

(火気使用の規制)

第23条 部局長等は、大震法に基づく警戒宣言が発せられた場合は、対策本部長又

は地区非常災害対策本部長（以下「対策本部長等」という。）の指示によるほか、異常乾燥，強風その他の火災の発生しやすい気象状況においては，次に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 火気の使用制限及び禁止
- 二 その他火災予防上必要な事項の周知徹底
（職員等の災害発生時の対応）

第24条 職員等は，災害を発見したときは，直ちに消防署及び守衛所に災害現場を明瞭に通報するとともに，災害の拡大防止に必要な措置を講じ，火災が発生したときはできる限り消火器等により初期消火活動に努めるものとする。

（守衛の災害発生時の対応）

第25条 守衛は，災害発見者から災害の通報を受けたときは，直ちに災害発生時の緊急連絡方法に基づき消防署等に連絡し，災害現場に急行して災害の拡大防止に必要な措置を講じるとともに，警備等の活動に当たり，各門の警戒を厳しくし，消防署員が到着したときは，速やかにその誘導に当たるものとする。

2 前項の場合において，守衛は，必要に応じ次に掲げる者以外の者の出入りを禁止するものとする。

- 一 大学の職員
- 二 消防署員及び警察官
- 三 その他災害復旧活動上必要と認められる者

第5章 震災対策

（震災予防措置）

第26条 防災管理者（防火管理者）は，地震の災害（以下「震災」という。）を予防するため，次に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 建築物，避難通路及び消防用設備に対する安全性の確保
- 二 火気使用設備器具等の転倒防止措置及び自動消火装置の作動状況の確認
- 三 室内等の棚，ロッカー等の転倒防止措置
- 四 危険物の転倒，落下防止措置及び混触発火防止措置

（警戒宣言発令時の対策）

第27条 大震法に基づく警戒宣言発令時の対策は，次によるものとする。

- 一 判定会招集情報又は警戒宣言が発せられた旨の情報を知った者は，直ちに学長に報告するものとする。
- 二 自衛防災隊の隊長は，対策本部長等の命令に基づき職員等に指示し，誘導，案内をするものとする。
- 三 防災管理者（防火管理者）は，棚，ロッカー等の転倒防止装置，窓ガラス等の破損防止措置が適正に講じられているか点検し，火気設備機器の安全確認を行うとともに，消火器等の増強を行うものとする。
- 四 点検整備員は，設備の再点検を行うものとする。

（避難場所）

第28条 職員等の安全を図るため，あらかじめ大学グラウンド及び広場等を避難場所として指定しておくものとする。

(地震発生時の行動)

第29条 職員等は、地震が発生したときは、次の行動をとるものとする。

- 一 落下物から身を守るとともに火気設備機器の安全確認を行い、出入口を確保するものとする。
- 二 建物外への避難は、周囲の安全を確認の上、行うものとする。
- 三 避難行動は、正確な情報により行うものとする。
- 四 対策本部等が設置された場合は、対策本部長等の指示に従うものとする。

(地震後の安全措置)

第30条 防災管理者（防火管理者）は、職員等の安全を確保するとともに二次災害を防止するためガス、電気設備等を使用する施設については、設備器具の安全を確認後使用するよう指示するものとする。

第6章 防災教育及び訓練

(防災教育の実施)

第31条 防災管理者（防火管理者）は、職員等に対し必要に応じ、次に掲げる事項について防災教育を行い、防災管理等の徹底を図るものとする。

- 一 消防計画に関すること。
- 二 人命安全対策に関すること。
- 三 火災予防対策に関すること。
- 四 震災対策に関すること。
- 五 防災訓練等に関すること。
- 六 その他防災管理上必要な事項に関すること。

(防災訓練の実施)

第32条 防災管理者（防火管理者）は、防災訓練等を次により行うものとし、その実施は、年1回以上行うものとする。

訓練種別	訓練内容
総合訓練	(火災総合訓練) 火災を想定し、消火、通報及び避難誘導を連携して行う。 (地震火災総合訓練) 地震火災を想定し、消火、通報及び避難誘導を連携して行う。
部分訓練	地震災害を想定し、消火、通報、避難誘導、応急救護、安全防护等を個々に行う。

第7章 雑則

(学長への報告)

第33条 部局長等は、次に該当する場合は、速やかに学長に報告するものとする。

事項	報告書類
防火責任者等を指定し、又は変更したとき。	防火責任者等指定・変更報告書（別紙様式1）

防災管理区域を変更したとき。	防災管理区域変更報告書（別紙様式2）
災害が発生したとき。	災害報告書（別紙様式6）
自衛防災地区隊を設置・任命・編成し、又は改組・解任したとき。	自衛防災隊の組織（別紙様式7）
非常災害対策本部を編成し、又は改組したとき。	〇〇地区非常災害対策本部設置編成表（別紙様式8）
消防署の査察を受けたとき。	立入検査結果通知書に基づく違反指摘事項の改修（計画）報告書（別紙様式9）
消防用設備の総合点検を実施した場合、点検結果を3年に1回所轄消防署に報告するとき。	消防用設備等点検結果報告書（2部）
防災管理点検を実施した場合、点検結果を1年に1回所轄の消防署に報告するとき。	防災管理点検結果報告書（2部） 防災管理点検票（2部）
自衛防災訓練を実施するとき。	自衛防災訓練計画書（別紙様式10）

（防災用備蓄品）

第34条 学長及び部局長等は、災害に備えて防災用品を別表5のとおり備蓄するものとする。

（雑則）

第35条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平17.3.31規18）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平17.9.30規72）

この規則は、平成17年10月1日から施行する

附 則（平17.10.24規76）

この規則は、平成17年11月1日から施行する

附 則（平19.1.12規8）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平20.8.15規65）

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平22.4.2規49）

この規則は、平成22年4月2日から施行し、改正後の国立大学法人東京工業大学防災規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平22.7.1規74）

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平23.8.10規54）

この規則は、平成23年8月10日から施行し、改正後の国立大学法人東京工業大学防災規則の規定は、平成21年6月1日から適用する。

附 則（平24.12.7規69）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平25.3.29規40）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平25.6.21規49）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平28.3.18規92）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平29.3.8規35）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平29.3.17規45）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平30.3.16規37）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令元.6.20規6）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令元.7.1規14）

この規則は、令和元年7月1日から施行し、改正後の国立大学法人東京工業大学防災規則の規定は、令和元年5月1日から適用する。

附 則（令2.2.21規24）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令3.1.22規10）

この規則は、令和3年2月1日から施行する。ただし、改正後の国立大学法人東京工業大学防災規則別表3の規定のうち、広報課長に係る規定は、令和2年8月1日から適用する。

附 則（令3.3.19規33）抄

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令3.7.16規71）

この規則は、令和3年7月16日から施行する。ただし、改正後の国立大学法人東京工業大学防災規則（以下「改正規則」という。）別表1の規定は、令和3年7月1日から適用し、改正規則別図の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令3.9.3規85）

この規則は、令和3年9月3日から施行し、改正後の国立大学法人東京工業大学防災規則の規定は、令和3年7月1日から適用する。

別表1（第5条及び第8条関係）

部局等	部局長等	防災管理区域等	防火責任者(土	火元責任者(土
-----	------	---------	---------	---------

			地及び構築物を除く)	地を除く)
各学院	学院長	各学院の用に供する建物及び構築物	副学院長又はこれに準ずる者	建物等規則第8条に規定する各スペースの使用責任者(建物共用部の火元責任者は、当該建物周辺の構築物の火元責任者を兼ねるものとする。)
リベラルアーツ研究教育院	研究教育院長	リベラルアーツ研究教育院の用に供する建物及び構築物	副研究教育院長又はこれに準ずる者	
科学技術創成研究院	研究院長	科学技術創成研究院の用に供する建物及び構築物	副研究院長又はこれに準ずる者	
各研究拠点組織	組織の長	各研究拠点組織の用に供する建物及び構築物	組織の長又はこれに準ずる者	
附属科学技術高等学校	校長	附属科学技術高等学校の用に供する建物及び構築物	副校長又はこれに準ずる者	
附属図書館	館長	附属図書館の用に供する建物及び構築物	研究推進部情報図書館課長又はこれに準ずる者	
各共通教育組織	組織の長	各共通教育組織の用に供する建物及び構築物	組織の長又はこれに準ずる者	
各共通支援組織	組織の長	各共通支援組織の用に供する建物及び構築物	組織の長又はこれに準ずる者	
大学院理工学研究科理学系等	理学系長	大学院理工学研究科理学系及び理学部の用に供する建物及び構築物	学院等事務部理学院業務推進課長若しくは専攻長又はこれに準ずる者	
大学院理工学研究科工学系等	工学系長	大学院理工学研究科工学系及び工学部の用に供する建物及び構築物	学院等事務部工学院業務推進課長若しくは	

			は専攻長又はこれに準ずる者
大学院社会理工学研究科	研究科長	大学院社会理工学研究科の用に供する建物及び構築物	学院等事務部 リベラルアーツ研究教育院 業務推進課長 若しくは専攻長又はこれに準ずる者
大学院生命理工学研究科等	研究科長	大学院生命理工学研究科及び生命理工学部 の用に供する建物及び構築物	学院等事務部 生命理工学院 業務推進課長 若しくは専攻長又はこれに準ずる者
大学院総合理工学研究科	研究科長	大学院総合理工学研究科の用に供する建物及び構築物	学院等事務部 工学院業務推進課長 若しくは専攻長又はこれに準ずる者
大学院イノベーションマネジメント研究科	研究科長	大学院イノベーションマネジメント研究科の用に供する建物及び構築物	学院等事務部 環境・社会理工学院 業務推進課長 若しくは専攻長又はこれに準ずる者
事務局	事務局長	大学が所有する不動産（他の部局等の用に供する土地，建物及び構築物を除く。）	課長又はこれに準ずる者
学務部	部長	学務部の用に供する土地，建物及び構築物（土地及び構築物については，寄宿舍，合宿研修所，山小屋及び艇庫に限	課長又はこれに準ずる者

		る。)		
施設運営部	部長	設備スペース及び学長裁量スペース（空室に限る。)	課長又はこれに準ずる者	
オープンファシリティセンター	センター長	オープンファシリティセンターの用に供する建物及び構築物	副センター長又はこれに準ずる者	

別表 2（第12条関係）

点検整備員の編成基準及び任務

区分	責任者	担当者	任務
建築設備の点検	1 課長若しくはグループ長又はこれに準ずる者 2 教授若しくは准教授又はこれに準ずる者	1 グループ長又は主査若しくはスタッフ 2 講師，助教又は技術職員若しくは教務職員	建築設備について，一般構造，防火戸，電線管路及び避難路に関しての点検整備に当たる。
火気設備の点検			火気設備について，周囲の状況，煙突類，排気ダクト及び火気使用箇所に関しての点検整備に当たる。
電気設備の点検			電気設備について，配線，電気機器，配電盤等及び照明設備に関しての点検整備に当たる。
危険物関係の点検			危険物関係について，建築・施設，貯蔵・取扱い及びタンク・設備に関しての点検整備に当たる。

（注）

- 1 編成に当たっては，部局等の実情に応じて増減を行うことができるものとする。
- 2 電気設備の点検整備を実施するときは，必ず電気事業法に定める電気主任技術者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）の立会を求めること。
- 3 上記 2 において有資格者がいないときは，事務局の有資格者に依頼すること。

別表 3（第19条第 2 項，第21条第 2 項関係）

非常災害対策本部の編成基準及び任務（※印は，自衛防災本部隊を表すものとする。）

組織・構成員		任務
本部長	学長	対策本部の総括
※ 副本部	施設を担当する理事・副学長 キャンパスマネジメント本部総合安全管	本部長補佐 本部長に事故があるときはそ

長	理部門長 事務局長			の職務を代行
本部付	理事・副学長，理学院長，工学院長，物質理工学院長，情報理工学院長，環境・社会理工学院長，生命理工学院長，リベラルアーツ研究教育院長，科学技術創成研究院長，附属図書館長，キャンパスマネジメント本部総合安全管理部門長が指名する者及び本部長が任命した者			本部長に対する災害対策全般に関する助言 本部長及び副本部長に事故があるときは，あらかじめ学長が定める順序に従って，その職務を代行
※ 統括管理者	総務部長及び施設運営部長			自衛防災本部隊の指揮・命令
班名	班長	副班長	班員	任務
※ 総務通信連絡班	総務部長	総務課長 人事課長 広報課長 安全企画課長 すずかけ台 総務課長	総務部職員のうちから構成	(1) 対策本部の設置 (2) 対策本部活動の総括 (3) 文部科学省その他関係機関からの情報収集 (4) 文部科学省その他関係機関との対外折衝 (5) 学内・学外への広報活動 (6) 教職員等の安否確認 (7) 危険物等の実態把握 (R・I等対策班と連携)
※ 情報救護班	財務部長	主計課長 経理課長 契約課長 すずかけ台 会計課長	財務部職員のうちから構成	(1) 消防署，警察署との連絡・調整 (2) 災害現場からの救護 (3) 災害の実態把握 (4) 構内警備 (5) 構内幹線道路の確保 (6) 重症者の病院への移送 (救急衛生対策班と連携) (7) 必要物品の調達
※ 施設安全防護班	施設運営部長	施設総合企画課長 施設整備課長	施設運営部職員のうちから構成	(1) 危険建物の判定・立入禁止の表示 (2) 通信回線の保全・復旧 (無線を含む臨時電話設

				置) (3) 水道設備等の保全・復旧 (4) 電力設備の保全・復旧 (5) ガス設備の保全・復旧 (6) 仮設テント等の設置 (7) 仮設トイレ等の設置
※ 誘導・ 学生対 策班	学務部長	教務課長 留学生交流 課長 入試課長 附属科学技 術高等学校 業務推進課 長 教育プログラ ム推進室 長	教務課, 留學 生交流課, 入 試課, 附属科 学技術高等 学校業務推 進課及び教 育プログラ ム推進室職 員のうちか ら構成	(1) 学生・生徒の災害の把握 (安否確認) (2) 学生・生徒及び避難住民 の誘導 (3) 立入禁止区域の設定(講 義室) (4) ヘリポート用地の確保 (グラウンド) (5) 学内における学生・生徒 の秩序維持 (6) 学生寮の災害の実態把 握
※ 救急衛 生対策 班	学生支援課 長	支援企画グ ループ長	保健管理セ ンター及び 学生支援課 職員のうち から構成	(1) 負傷者の応急処置 (2) 疾病の予防, 保健指導 (3) メンタルヘルスのケア
※ 初期消 火班	研究資金支 援課長	研究資金契 約グループ 長	研究資金支 援課職員の うちから構 成	(1) 自衛防災地区隊が行う 消火作業の指揮指導 (2) 自衛防災地区隊が行う 消火作業の支援
食事班	企画・国際部 長	国際連携課 長 国際事業課 長 企画・評価課 長 社会連携課 長	企画・国際部 職員のうち から構成	(1) 非常食品の配給 (2) 援助物資の受領・配給 (3) 給食業務
R・I等 対策班	研究推進部 長	研究企画課 長 産学連携課	研究企画課, 産学連携課, 情報図書館	(1) R・Iに関する情報の収 集・伝達 (2) R・Iに関する立入禁止区

		長 情報図書館 課長 情報基盤課 長	課及び情報 基盤課職員 のうちから 構成	域の設定，立入禁止の表示 (3) 特殊高圧ガス等に関する情報の収集・伝達 (施設工作班と連携) (4) 実験動物に関する情報の収集・伝達
--	--	--------------------------------	-------------------------------	---

(注)

- 1 施設安全防護班は，消防法第13条に定める危険物保安監督者及び国立大学法人東京工業大学安全衛生管理規則第16条に定める作業主任者と連携し，上記の任務を遂行するものとする。
- 2 誘導・学生対策班は，関係教員と連携し，上記の任務を遂行するものとする。
- 3 R・I等対策班は，各事業所の放射線取扱主任者及び特殊高圧ガス取扱主任者と連携し，上記の任務を遂行するものとする。
- 4 各班は，緊急連絡方法を作成するものとする。

別表4（第21条第3項関係）

自衛防災地区隊の編成基準及び任務

組織・構成員			任務
隊長	部局長等		隊の総括
副隊長	部局長等に準ずる者		隊長補佐 隊長に事故があるときは，その職務を代行
班名	班長	班員	任務
情報・連絡班	1 課長若しくはグループ長又はこれに準ずる者 2 教授若しくは准教授又はこれに準ずる者	1 グループ長又は主査若しくはスタッフ 2 講師，助教又は技術職員若しくは教務職員	(1) 被害状況の調査 (2) 災害に対する全般的記録の作成 (3) 消防署，警察署との連絡・調整 (4) 当該部局等における通報連絡及び事務局関係各課への報告 (5) 警備・警戒 (6) 消防署員の火災現場及び水源位置等への誘導 (7) 対策本部の総務連絡班及び情報救護班の任務を分担
消火・工作班			(1) 注水及び消火器具等による初期消火 (2) 延焼可能物の除去及び遮断等の措置 (3) 消防署到着後の消火活動 (4) 消火活動に必要とする水利の確保 (5) 防火戸等の閉鎖又は門扉の開放その他

			消火活動を容易にするための各種工作 (6) 電気，ガス及び危険物の安全確保措置 (7) 対策本部の施設工作班の任務を分担
避難・救護班			(1) 避難者の誘導 (2) 負傷者の応急措置 (3) 重要な書類等の搬出及び保管 (4) 対策本部の学生対策班，救急衛生対策班及び食事班の任務を分担

(注)

- 1 自衛防災地区隊は，原則として建物毎に設けるものとする。
- 2 1つの建物を2つ以上の部局等で使用している場合には，建物等規則第8条に規定する建物担当部局等が主部局となり，共同して自衛防災地区隊を組織するものとする。
- 3 各班は，緊急連絡方法を作成するものとする。
- 4 部局長等が必要と認めたときは，必要な班を編成することができる。

別表5（第34条関係）

防災用備蓄品

学長	1 食料品 2 保存水 3 発電機 4 投光器 5 毛布 6 救急セット 7 放射線測定器 8 工具箱セット 9 テント 10 リヤカー 11 トランシーバー 12 防水シート 13 ロープ 14 担架 15 その他必要なもの
部局長等	1 携帯用拡声器 2 ラジオ 3 携帯用照明器具（懐中電灯） 4 その他必要なもの

別紙様式1

防火責任者等指定・変更報告書

令和 年 月 日

学 長 殿

部局長等 印

下記のとおり防火責任者等を変更したので報告します。

記

口座名			区分												
防災管理区域			防 火 責 任 者 等												
			新						旧						
			所属	防火責任者		火元責任者		指 定 年月日	所属	防火責任者		火元責任者		解 除 年月日	備考
建物 番号	建物名称	室名等		職名	氏 名	職名	氏 名			職名	氏 名	職名	氏 名		

- 備 考
- 1 防火責任者等の新欄には、新たに防火責任者等に指定した者を、旧欄には、防火責任者等を解除した者を記入のこと。
- 2 備考欄には、変更の理由等を記入のこと。

令和 年 月 日

学 長 殿

部局長等 印

下記のとおり防火責任者等の防災管理区域を変更したので報告します。

記

口座名					区分								備考
防 火 責 任 者 等					防 災 管 理 区 域								
					新				旧				
所属	防火責任者		火元責任者		建物 番号	建物名称	室 名 等	変 更 年月日	建物 番号	建物名称	室 名 等	変 更 年月日	
	職名	氏 名	職名	氏 名									

- 備 考
- 1 防災管理区域の新欄には、新たに管理させる区域を、旧欄には従前の管理区域から除く区域を記入のこと。
 - 2 備考欄には、変更の理由等を記入のこと。

自主検査記録票

年 月 分

建物名称		防火区画番号		室番号		室名	
実施責任者(火元責任者)		所 属		氏 名		(内線)	
取扱いできる危険物の最大指定倍数值 _____ 未満				指定の危険物貯蔵庫 _____			
日	曜日	実 施 項 目					
		ガス機器 のホース 老化・損傷	電気機器 の配線 老化・ 損傷	火気設備器 具の設置・ 使用状況	危険物チェック項目		
					危険物の増加 があったか？	増加をTITech C hemRSに登録し たか？	増加分を加え ても最大指定 倍 数 値 未 満 か？
1					Yes・No	Yes・No	Yes・No
2					Yes・No	Yes・No	Yes・No
3					Yes・No	Yes・No	Yes・No
4					Yes・No	Yes・No	Yes・No
5					Yes・No	Yes・No	Yes・No
6					Yes・No	Yes・No	Yes・No
7					Yes・No	Yes・No	Yes・No
8					Yes・No	Yes・No	Yes・No
9					Yes・No	Yes・No	Yes・No
10					Yes・No	Yes・No	Yes・No
11					Yes・No	Yes・No	Yes・No
12					Yes・No	Yes・No	Yes・No
13					Yes・No	Yes・No	Yes・No
14					Yes・No	Yes・No	Yes・No
15					Yes・No	Yes・No	Yes・No
16					Yes・No	Yes・No	Yes・No
17					Yes・No	Yes・No	Yes・No
18					Yes・No	Yes・No	Yes・No
19					Yes・No	Yes・No	Yes・No
20					Yes・No	Yes・No	Yes・No
21					Yes・No	Yes・No	Yes・No
22					Yes・No	Yes・No	Yes・No
23					Yes・No	Yes・No	Yes・No
24					Yes・No	Yes・No	Yes・No
25					Yes・No	Yes・No	Yes・No
26					Yes・No	Yes・No	Yes・No
27					Yes・No	Yes・No	Yes・No
28					Yes・No	Yes・No	Yes・No
29					Yes・No	Yes・No	Yes・No
30					Yes・No	Yes・No	Yes・No
31					Yes・No	Yes・No	Yes・No
						防災管理者 (防火管理者) 確 認	

備考 不備・異常等がある場合は火元責任者は防災管理者(防火管理者)に報告するものとする。

凡例 ○：良 △：不備・異常 ×：即時改修

*指定の危険物貯蔵庫に移動した：T 廃棄物として搬出した：W

実施責任者						担当区域		
日	曜日	実 施 項 目						
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
(備考) 不備・欠陥がある場合には, 直ちに防火管理者に報告する。 (凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修							防災管理者 (防火管理者) 確 認	

別紙様式4

消 火 器 外 観 点 検 票																		
部局等名		建物名称		点検年月日		令和 年 月 日		防災管理者 (防火管理者)		印		点検者		印				
判定		消 火 器 の 種 別													不良内容		措置内容	
		消 火 器 の 種 別																
点検項目		地階	1階	2階	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階						
設置状況	設置場所																	
	設置間隔																	
	応 応 性																	
	耐震措置																	
	表示・標識																	
消火器	本体容器																	
	安全栓																	
	押し金具・レバー等																	
	安全栓の封																	
	キャップ																	
	ホース																	
	ノズル・ホーン・ノズル栓																	
	指示圧力計																	
圧力調整器																		
安全弁																		
保持装置																		
消火器の数量																		
種別の消火器の数量		[粉末消火器 本] [泡消火器 本] [強化液消火器 本] [二酸化炭素消火器 本] [ハロゲン化物消火器 本] [水消火器 本]																

- (注) 1 消火器の種別欄には、下記の該当する消火器の記号を記入する。
- 消火器の種別
- A…………粉末消火器 B…………泡消火器 C…………強化液消火器 D…………二酸化炭素消火器
- E…………ハロゲン化物消火器 F…………水消火器
- 2 判定欄には、正常の場合は○印、不良の場合は不良本数を記入する。
- 3 不良内容欄には、その不良内容を記入する。
- 4 措置内容欄には、措置した内容を記入する。

自主点検記録票(定期)

実 施 項 目 及 び 確 認 箇 所		点検結果
建 物 構 造	(1)基礎部 上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。	
	(2)柱・はり・壁・床 コンクリートに欠陥・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	(3)天井 仕上げに、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	(4)窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。	
	(5)外壁(貼石・タイル・モルタル・塗壁等)・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。	
	(6)屋外階段 各構成部材及びその結合部に、ゆるみ・ひび割れ・腐食・老化等はないか。	
	(7)手すり 破損・腐食していないか。また、取付部にゆるみ・浮きがないか。	
	(8)消防隊非常用進入口は表示されているか。また、進入障害はないか。	
防 火 施 設	(1) 外壁の構造及び開口部等 ①外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ②外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ③防火戸は円滑に開閉できるか。	
	(2) 防火区画 ①防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ②階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ③自動閉鎖装置(ドアチェック等)付の防火戸・防火シャッターのくぐり戸が最後まで閉まるか。 [確認要領] ○常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ○煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 ④防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ⑤防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ⑥防火ダンパーの作動状況は良いか。	
	(1) 廊下・通路 ①有効幅員が確保されているのか。 ②避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。	
	(2) 階段 ①手すりの取付部の緩みと手すりの部分の破損がないか。 ②階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 ③非常用照明がバッテリーで点灯するか。	

避難施設	(3)	避難階の避難口(出入口)	
		①扉の開放方向は避難上支障がないか。	
		②避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。	
		③避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。	
火気設備器具	(1)	厨房設備(大型レンジ・フライヤー等), ガスコンロ・湯沸器	
		①可燃物品からの保有距離は適正か。	
		②異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。	
		③ガス配管は亀裂, 老化, 損傷していないか。	
		④油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。	
		⑤排気ダクトの排気能力は適正か。また, ダクトは清掃されているか。	
電気設備	(2)	ガスストーブ, 石油ストーブ等	
		①自動消火装置は適正に機能するか。 ②火気周囲は整理整頓されているか。	
危険物施設	(1)	変電設備	
		①電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。	
		②変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。	
		③変電設備に異音, 過熱はないか。	
		電気器具	
		①タコ足の接続を行っていないか。 ②許容電流の範囲以内で電気器具を適正に使用しているか。	
危険物施設	(1)	少量危険物貯蔵取扱所	
		①標識は掲げられているか。	
		②掲示板(類別・数量等)には, 正しく記載されているか。	
		③換気設備は適正に機能しているか。	
		④容器の転倒, 落下防止措置はあるか。	
		⑤整理整頓状況は適正か。	
		⑥危険物の漏れ, あふれ, 飛散はないか。	
	⑦屋内タンク, 地下タンクの場合に, 通気管のメッシュに亀裂等はないか。		
	(2)	指定可燃物貯蔵取扱所	
		①標識は掲げられているか。	
②貯蔵取扱所周囲に火気はないか。 ③整理整頓(集積)の状況は良いか。			

点 検 実 施 者 氏 名	点 検 実 施 日	防災管理者 (防火管理者)確認
構造関係 :	令和 年 月 日	
防火関係 :	令和 年 月 日	
避難関係 :	令和 年 月 日	
火気設備器具 :	令和 年 月 日	
電気設備 :	令和 年 月 日	
危険物施設 :	令和 年 月 日	

(備考)不備・欠陥がある場合には, 直ちに防災管理者(防火管理者)に報告するものとする。

(凡例)○ 良 △ 不備・欠陥 ×即時改修

別紙様式5の2

自主点検記録票(日常)

(棟毎)

実施責任者				担当範囲					
実施日時		月 日 時		月 日 時		月 日 時		月 日 時	
実施項目		確認箇所	チェック状況		チェック状況		チェック状況		チェック状況
避難障害	避難口								
	廊下 避難通路								
	階段								
閉鎖障害	防火戸， 防火シャッター								
操作障害等	屋内消火栓								
	自火報								
備考									

別紙様式6

災 害 報 告 書

部局等名 _____

区 分	摘 要
発 生 日 時	
発 生 場 所	
発 見 者	
被 害 状 況	
発 生 原 因	
今 後 の 対 策	
そ の 他 参 考 事 項	

(注) 上記のほか、図面その他の関係書類を添付すること。

別紙様式7

自 衛 防 災 地 区 隊 の 組 織

(部局等名：)

建 物 名 称				建 物 名 称			
隊 長		副 隊 長		隊 長		副 隊 長	
班 名	班 長	班 員		班 名	班 長	班 員	
情報・連絡班				情報・連絡班			
消火・工作班				消火・工作班			
避難・救護班				避難・救護班			
その他必要な班				その他必要な班			

別紙様式8

〇〇地区非常災害対策本部設置編成表

組 織 ・ 構 成				
本 部 長				
副 本 部 長				
本 部 付				
班 名	班 長	副 班 長	班 員	
総務通信連絡班				
情 報 収 集 班				
施設安全防護班				
誘導・学生対策班				
救急衛生対策班				
初 期 消 火 班				
食 事 班				
R ・ I 等 対 策 班				

別紙様式9

改 修 （ 計 画 ） 報 告 書

部局等名

建 物 名	違反指摘事項の改修 (計画)の内容	年 月 日		摘 要
		改 修	計 画	

別紙様式10

自 衛 防 災 訓 練 計 画 書

区 分	摘 要
部 局 等 名	
実 施 場 所	
実 施 日 時	
参 加 人 員	
訓 練 種 別	
訓 練 内 容	

(注) 訓練種別欄には，規則第32条に規定する訓練種別を記入する。

別図

